

平成 27 年度 富士箱根伊豆国立公園富士山地域
公園計画点検基礎情報収集業務
報 告 書

平成 28 (2016) 年 3 月

ソシオエンジニアリング株式会社

目 次

1. 業務概要

1-1 業務の目的	1
1-2 業務実施期間	1
1-3 業務対象範囲	1
1-4 業務の実施体制	1
1-5 業務内容	2
1-6 成果物	3

2. 調査結果

2-1 対象区域の公園計画等の GIS 化等作業	4
(1) 既存 GIS データの取り込み及び区域の明確化作業	4
(2) wrk ファイル作成	1 8
(3) 公園計画変更図面等を作成する手順マニュアルの作成	2 0
2-2 文献等からのデータ収集・GIS 化・整理	2 2
(1) 生物多様性情報	2 2
(2) 現在の公園事業等施設位置	2 5
(3) 歩道管理者情報	2 6
2-3 富士箱根伊豆国立公園の保全と利用に関する 地域関係者の意見に関する情報収集	2 7
(1) アンケート票作成	2 7
(2) アンケート実施	3 0
(3) アンケート結果整理	3 1
2-4 地図太郎活用手順マニュアル ～国立公園担当者（R・AR 等）が最低限覚えること～	4 4

< 資料編 >

- 資料 1 アンケート回答内容
- 資料 2 収集文献抜粋
- 資料 3 打ち合わせ簿

1. 業務概要

1-1 業務の目的

富士箱根伊豆国立公園は、富士山を内包する国立公園で富士山を中心とする景観美等から日本国内の国立公園の中で最も来訪者数が多い。

平成 25 年には富士山及び構成資産が世界文化遺産になったところで国内外からの来訪者はさらに増加している。その一方、登録に当たっては価値を保全するためユネスコの諮問機関であるイコモスより開発の制御など複数の勧告がされているところである。

世界文化遺産への登録に当たっては保護担保措置として国立公園のエリアも関係することから環境省としても公園計画の見直しなどの点検を行い対応をしていく必要がある。

しかしながら、富士箱根伊豆国立公園は、現在、公園区域の不明な場所や基礎となる各種情報が不足している状況である。

上記現状を踏まえて、平成 18 年に設定した富士箱根伊豆国立公園（富士山地域）に係る区域線等の基礎情報を GIS データ化し網羅的に把握することで、公園計画等の点検や変更の基礎資料とし、適切な保全計画の立案に資することを目的とする。

1-2 業務実施期間

自 平成 27 年 8 月 14 日 至 平成 28 年 3 月 24 日

1-3 業務対象範囲

業務対象区域は、富士箱根伊豆国立公園区域及び公園計画図（1/25000、B1 サイズ）4 面（富士山地域 1、富士山地域 2、富士山地域 3、富士山地域 4）の範囲。

1-4 業務の実施体制

(1) 委託者

環境省 関東地方環境事務所 国立公園課

〒300-6018 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
tel:048-600-0816 fax:048-600-0521

(2) 請負者

・実施場所 ソシオエンジニアリング株式会社 東京事務所

〒103 - 0012 東京都中央区日本橋堀留町 1-11-5 日本橋吉泉ビル 5 階
tel:03-6661-9747、fax:03-5642-6277

・実施体制

契約業務管理

平田 裕（代表取締役：大阪本社）

担当技術者

作業責任者 主任技師 池田達男 t_ikeda@sweet.ocn.ne.jp

管理技術者 部長 福島準一郎 fukushima@socio-eng.com

作業担当者 渡邊真弓・西上久遠

1-5 業務内容

(1) 対象区域の公園計画等の GIS 化等作業

①既存 GIS データの取り込み及び区域の明確化作業

貸与されるジオリファレンスされた富士箱根伊豆国立公園計画図画像データを元に、貸与する公園区域の根拠となる自治体の各種データ（GIS、画像、紙など）その他入手可能なデータをもとに公園計画内の各種計画区域の明確化を行う（生物多様性センターで富士箱根伊豆国立公園区域 GIS データ(Shape)をダウンロードし、その情報の精度を向上させる。

自治体からの各種データは環境省で入手し、貸与されるデータを整理し、公園計画区域内の各境界線を定めるために必要なデータのリストアップを行い、入手方法等を検討する。

その他各種データの入手に当たって費用が発生する場合は、請負者で負担する。

下記に指定する項目において Shape ファイルを作成し、対象となる凡例項目を属性として付与する（表現方法については環境省担当官と協議すること）作業を実施する中で判明した不明瞭な箇所等については前述のリストに記載をおこなう。

	データ項目	データの種類		データ項目	データの種類
保護計画	特別保護地区	ポリゴンデータ	利用計画	駐車場	ポイントデータ
	第1種特別地域			排水施設	
	第2種特別地域			車道	ラインデータ
	第3種特別地域			歩道	
	乗り入れ規制地域			船舶運送施設	
	普通地域				
植生復元施設	ポイントデータ	境界データ	国立公園区域線	ラインデータ	
利用計画	集団施設地区		特別保護地区		
	園地		第1種特別地域		
	宿舎		第2種特別地域		
	野営場		第3種特別地域		
	スキー場		乗り入れ規制地域		

なお、不明瞭区域線等の表現方法については、環境省担当官と協議の上決定する。

貸与データについては、個人情報も含まれる可能性があることから仕様書の取扱方針に従いつつ、業務実施に当たって特に注意する。

②wrk ファイル作成

環境省自然環境局に導入されている地図太郎自然環境局版にて「地理院地図」を背景に引き、ユーザーレイヤの色設定やグループ化、アイコンの設定などが表示できるように wrk ファイルを作成する。原稿図に近い表現にする。

③公園計画変更図面等を作成する手順マニュアルの作成

公園計画を変更等する際の手順（国立公園の公園計画作成要領

(<https://www.env.go.jp/hourei/18/000096.html>)) 及び過去の公園計画書

(http://www.env.go.jp/park/fujihakone/intro/files/park_kanri_1.pdf))

を元に変更図面等を地図太郎自然環境局版で作成するに当たってのマニュアル作成を行う。

(2) 文献等からのデータ収集・GIS化・整理

以下に挙げるデータを文献等から収集する。なお、希少種等の情報は、ダウンロード出来ないで、業務開始後提供する

収集したデータを下記項目毎に GIS データと表データ等で整理し、縮尺 2 万 5 千分の 1 程度の地図に表す。また、地図太郎自然環境局版で滞りなく表示できるようにする。

①生物多様性情報

- ・富士五湖及び周囲の浜における植生状況

一部環境省より報告書を貸与することからその情報などを元にポイントデータ等で表現する。

②現在の公園事業等施設位置

資料（施設の位置などが紙などで分かるもの）は環境省より提供されることからその情報をポイントデータ、ラインデータ等で表現する。

③歩道管理者情報

自治体が所有している管理者情報（紙）をポイントデータ等で表現する。

(3) 富士箱根伊豆国立公園の保全と利用に関する地域関係者の意見に関する情報収集

富士箱根伊豆国立公園富士山地域に関わる市町村内等で、保全に関する研究者、行政関係者などの意見を聞き、情報収集を行うため、郵送等によるアンケート調査を実施する。アンケートの結果は請負者でとりまとめ一覧表等に整理する。

アンケート調査内容（様式、設問等）は、環境省担当官と協議の上、決定する。なお、対象者及び送付先は環境省より提供される（50 者程度を想定）。

(4) 打ち合わせ及び進捗報告

本業務遂行にあたり環境省担当官と業務着手時、中間時及び成果品納入時の計 3 回打ち合わせを行う（実施場所：富士五湖自然保護官事務所）。

打合せの記録は、翌日までに送付する。その際に、環境省から指示を受けたことが明確に分かるように記載する。

(5) 報告書のとりまとめ

上記（1）～（3）の内容について整理し、報告書にとりまとめること。整理方法及びその他記載ルール等は環境省担当官と協議の上決定する。

1-6 成果物

- ・報告書　くるみ製本 25 部（A4 版　100 頁程度）
- ・ファイル製本（※）2 部を作成する。

※報告書及び収集した文献データの原本のコピー　2 部

- ・報告書の電子データを収納した電子媒体及び作成した GIS データ及び Adobe 社イラストレーター形式等データを収納した電子媒体（CD-ROM 等）5 式
- ・報告書は公開することを前提とする。

仕様書に記載された業務のうち、公開に適さない内容については、別途資料を作成し製本の上、環境省に提出する。作成部数は 4 部とする。

2. 調査結果

2-1 対象区域の公園計画等の GIS 化等作業

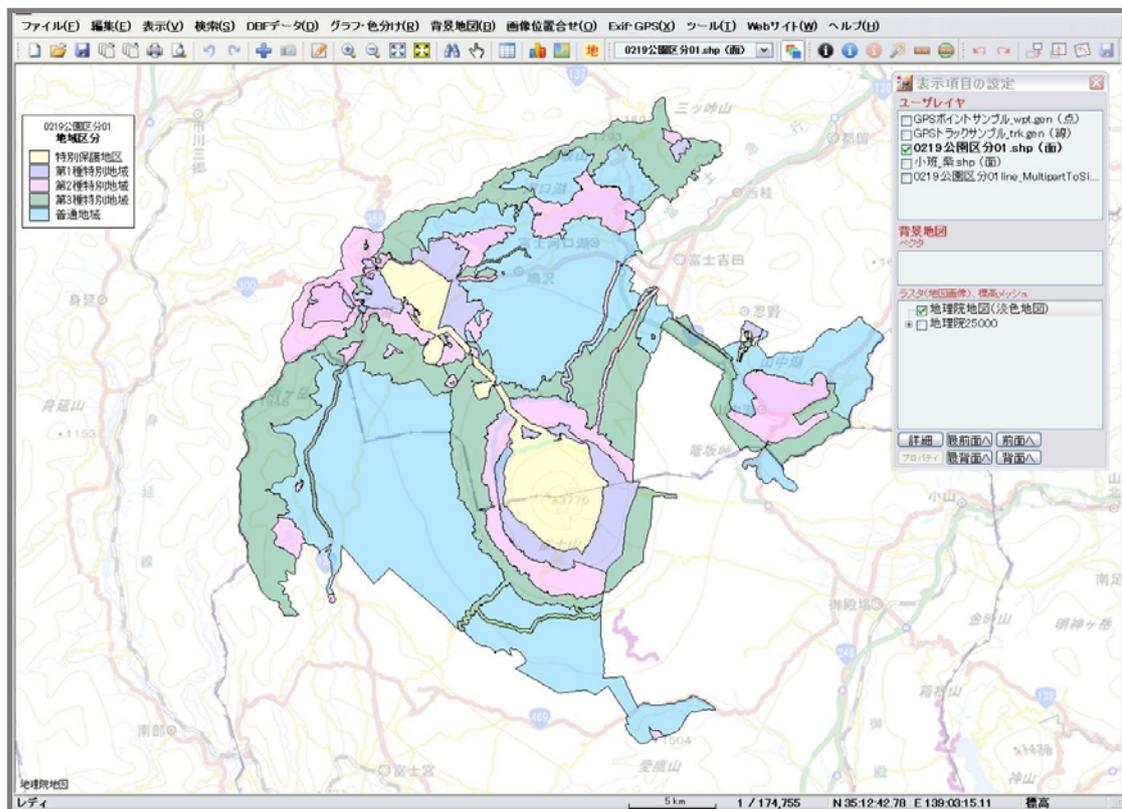
(1) 既存 GIS データの取り込み及び区域の明確化作業

生物多様性センターからダウンロードした富士箱根伊豆国立公園区域 GIS データ(Shape)を元に、以下に示す公園区域の根拠となる自治体の各種データを使用し区域の明確化を実施しその情報の精度を向上させた。

表－1 区域の明確化に使用したデータ

データ種別	データ細目
富士山地域公園計画図tifデータ	区域線入りカラー画像データ4面分
国立公園保護規制区域(山中湖村)Shapeデータ	山中湖村筆界Shape(所有者なし)および国立公園保護規制区域Shape
関東森林管理局GISデータ_国立公園(富士山周辺)	061山梨東部および075富士
森林GISデータ(森林計画図)	林班、小班、基本図
鳴沢村	公図、地籍図、一筆界エリア、一筆界線
富士河口湖町	公立公園地域.shpデータおよび富士河口湖町国立公園特別地域pdf
富士吉田市	土地区画エリア、区画線、大字エリア
国土地理院2万5千分の1電子地図	画像データ(平成27年11月11日調製) 道路端・道路中心線・行政区界・水域・河川ベクトルデータ

作成成果を以下に示す。作成データは、ポリゴン構造化処理を行い、隙間や重なりが無いデータとした。



図－1 明確化作業済み公園区域

なお、自治体の各種データを使用する際には、複数の図面間で異なる位置に目標物（道路、河川など）表現される事例がある。図2は、山中湖東側の区域線300-301地番界の事例であるが、矢印部に見られるように都市計画図の道路境界と地番図の道路境界は一致しない。このような場合、区域線根拠が地番界であっても、その線は現実の道路形状に影響を受けやすく、道路に沿う、あるいは道路の中心に近い位置に描かれていることがある。当事例では、当初の区域線は図3に示すように道路データに沿う位置に描かれており、筆界線データと山中湖村国立公園保護規制区域線データの提供を受け、図4のとおり入力したが、地番界や林班界など見えない線の扱いには注意が必要である。

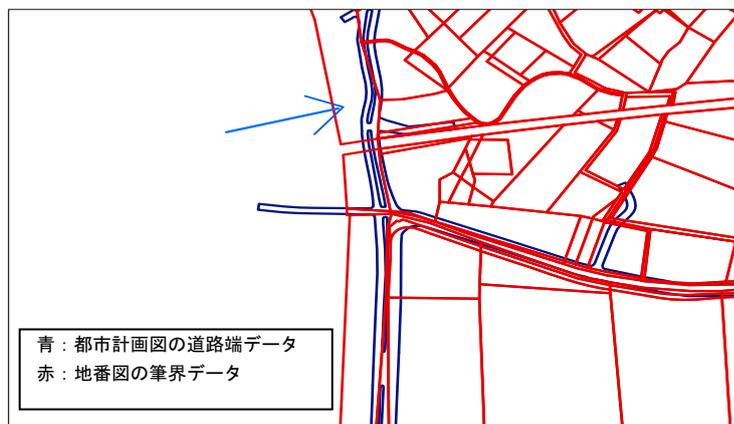


図2 都市計画図道路線と筆界線

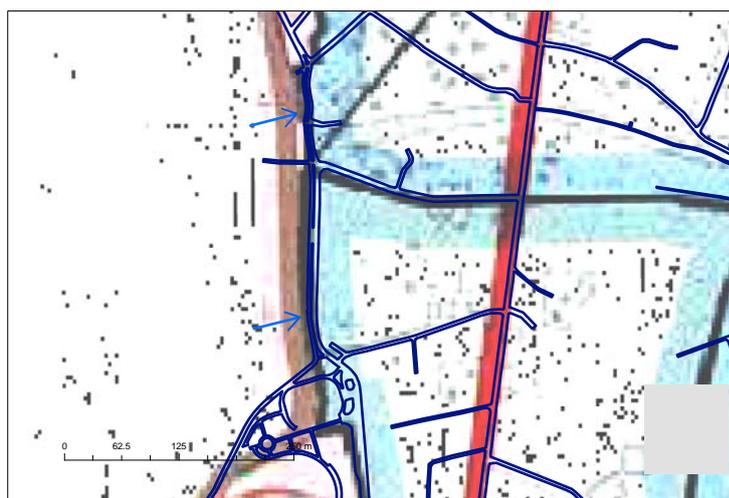


図3 当初界線位置と都市計画図道路

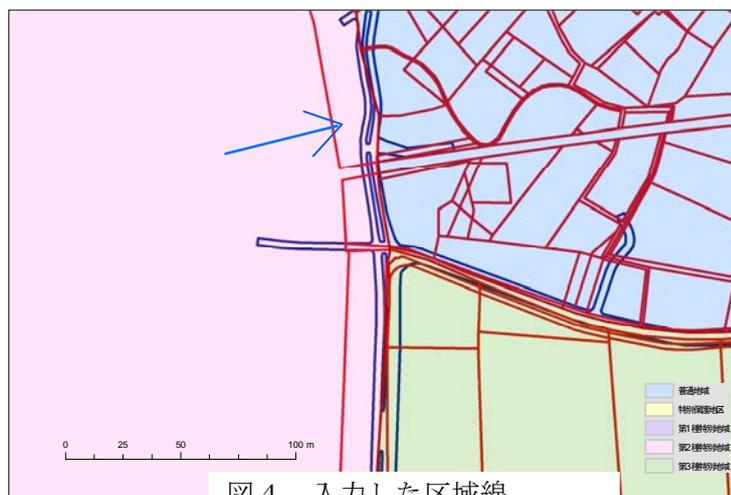


図4 入力した区域線

また、入力に際して、収集した各種データだけでは不明な箇所については、環境省より資料の提示を受け位置を定めた。南麓の不明箇所は、環境省より提供のあった以下に示す副図により作業を進めた。

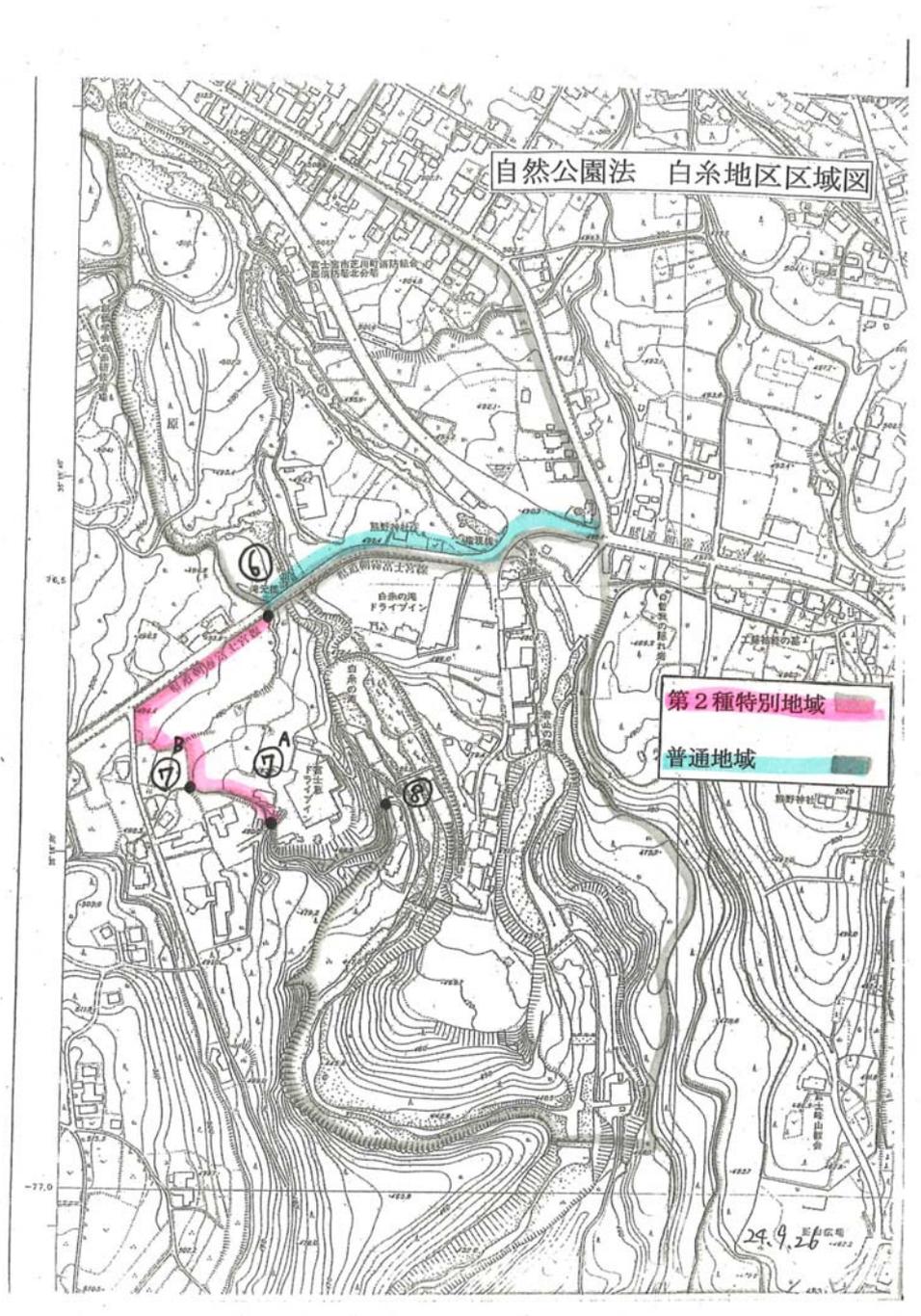


図5 箇所：区域線6-7（（所有別界（民・民））白糸の滝
提供参考図面：（区域線6-7白糸の滝）

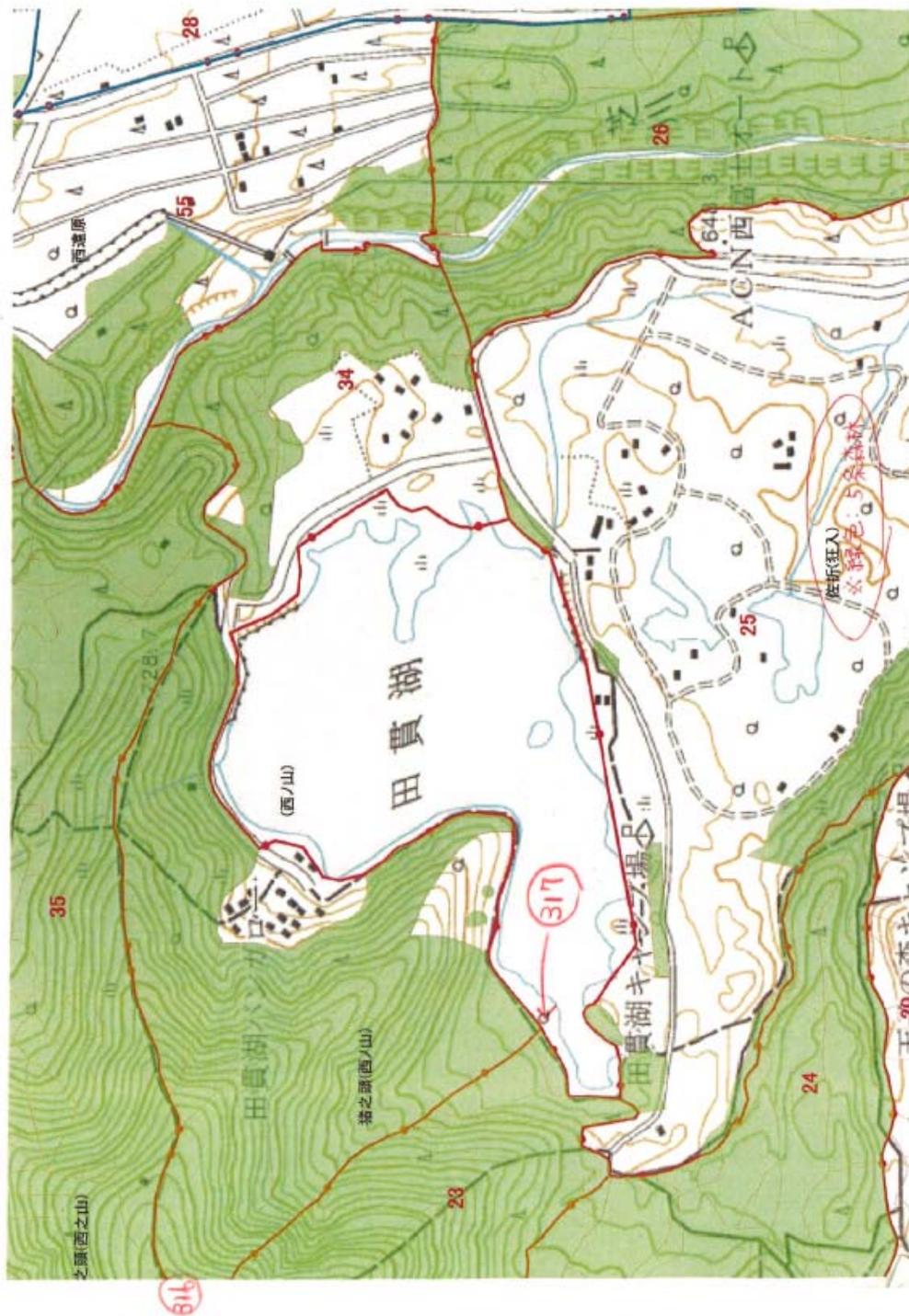


図6 箇所：区域線316-317（小班界（公）白糸財産区
提供參考図面：（区域線316-317 田貫湖）

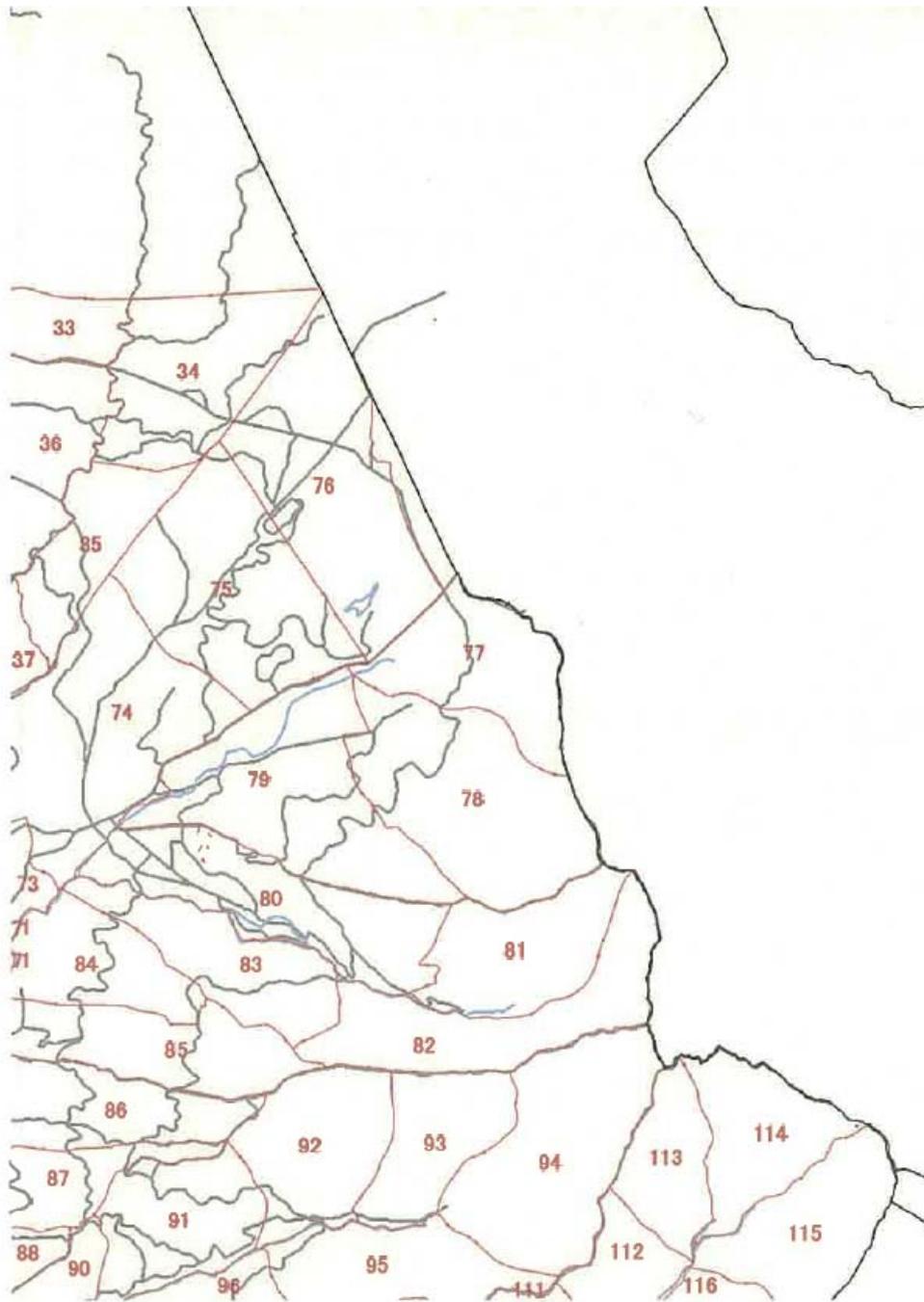


図7 箇所：区域線 21-22 (林班界 (民有林)) 富士市
 提供参考図面：(区域線 21-22 富士市) その1

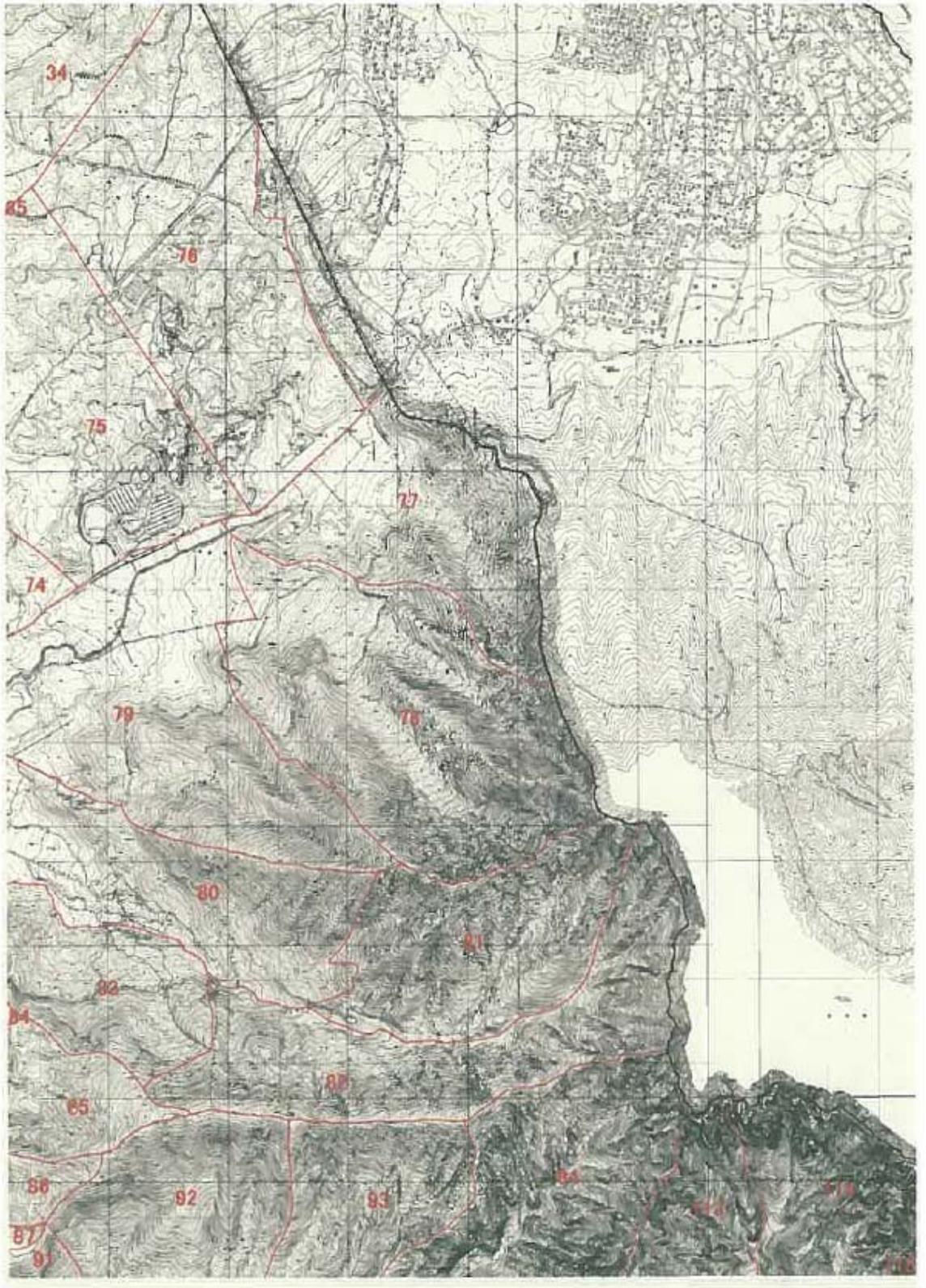


図8 箇所：区域線 21-22 (林班界 (民有林)) 富士市
提供参考図面：(区域線 21-22 富士市) その2

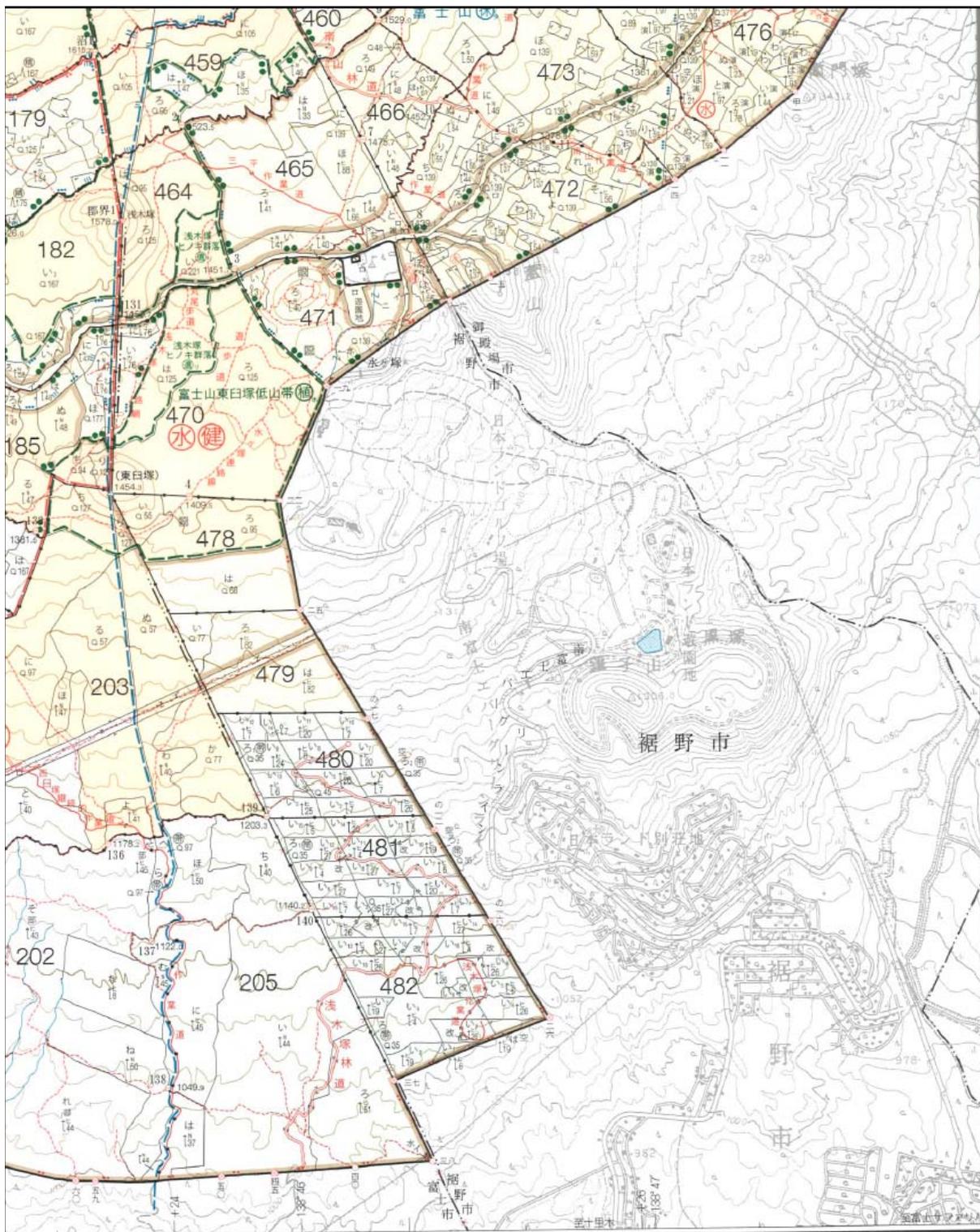


図9 箇所：区域線25-26（国有林界）
 提供参考図面：（区域線25-26 富士市）

さらに、現状の公園計画図 tiff データ（公園計画図 PDF に位置情報を付加し、地図太郎等の GIS ソフト上で正確な位置に配置されるように処理したもの）と自治体等の各種 GIS 等データが相違する箇所は別途状況を確認し協議のうえ位置を定めた。協議箇所および結果を以下 表-2、図 1-1～1-5 に示す。

表-2 現状の公園計画図と自治体の各種データ相違箇所修正記録

背景に現行の公園計画図Tiffを置いてみて違うところの記録

No.	該当自治体	区域線番号	区域名	周辺施設	状況	対応	措置	処置日
1	山梨県富士吉田市	335-336	小班界(県)	富士スバルライン1合目付近	根拠となる小班界線無し。	山梨県有林課に確認したが、なぜ現在の区域かは分からない。	県有林課から提供の小班界PNG(ピンクの線(環境省からの小班界シェープと同じ)で引き直した。	2月12日
2	山梨県富士河口湖町	267-268	小班界(県)	富士スバルライン入口 富士ビジターセンター付近	公園計画図と界線位置が異なる。	修正指示図にしたがう	該当部の小班界シェープで引き直した	2月12日
3	山梨県富士河口湖町	121	小班界(県)	富士スバルライン5合目付近	実際はもう少し細かいので修正	修正指示図にしたがう	該当部の小班界シェープで引き直した	2月12日
4	静岡県富士宮市	360-361	小班界(国)	富士スカイライン1合目付近	頂いた「関東森林管理局GISデータ 国立公園(富士山周辺)」の「075富士」の中のファイルより、小班塗潰 緑と小班塗潰 紫の境界と公園計画図tifの境界線位置が異なる。	関東森林管理局より連絡があり担当者との協議、富士山地域公園計画図2の360-361の区域線については、国有林の公園境界線が正しいものと判断	「小班 緑」と「小班 紫」の境界が360-361の境界となります。 なお、別添で国有林野施業実施計画図を送付致します。(ピンクの蛍光ペンのところで)→該当部の小班界シェープで引き直した	2月19日
5	山梨県富士吉田市	113-114	小班界(県)	吉田口5合目佐藤小屋付近	公園計画図と界線位置が大きく違う	山梨県有林課に確認し、林班図入手さらに、その林班図上に区分境界の指示頂く	該当部の小班界シェープで引き直した	2月17日

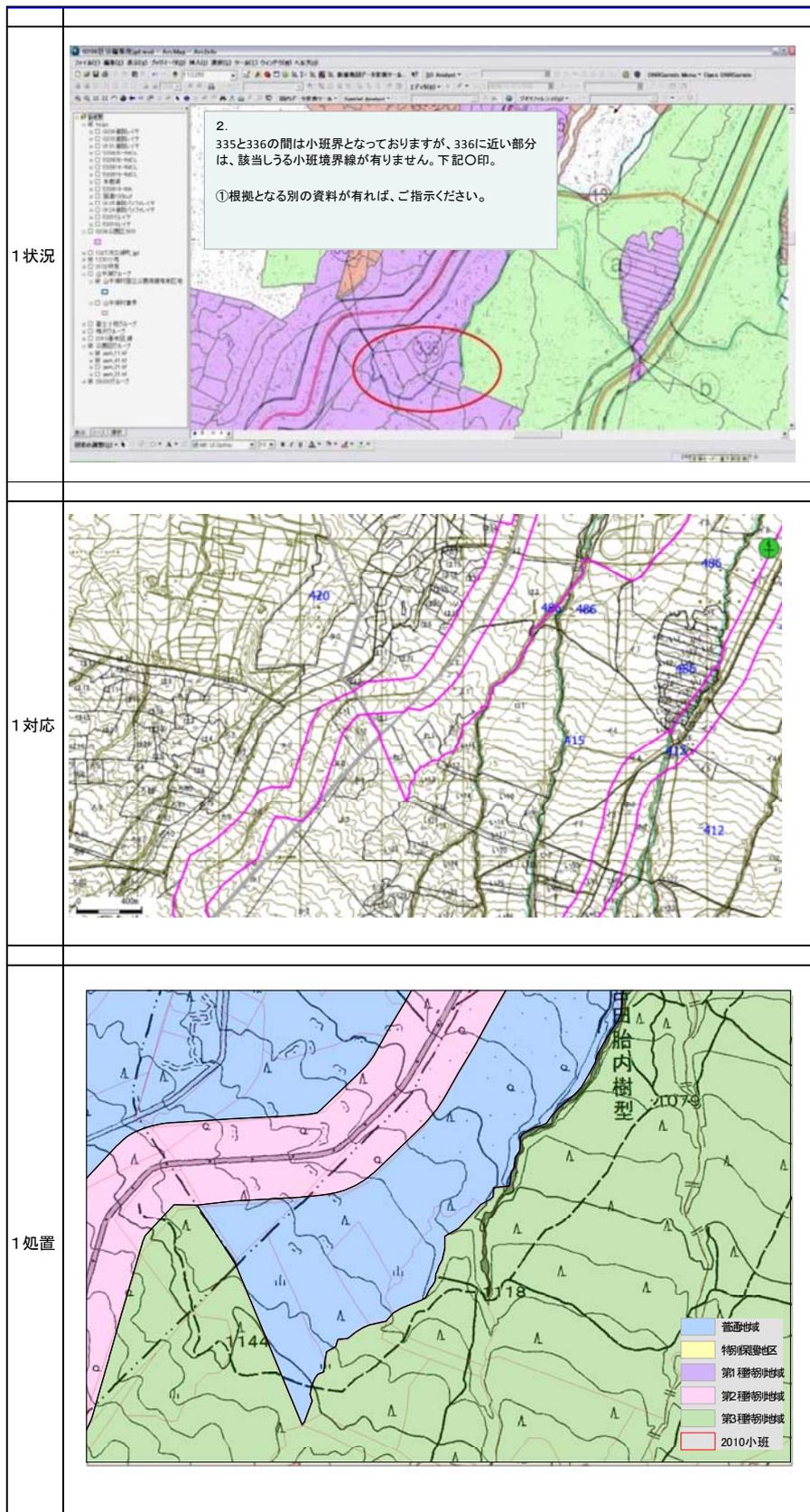


図-1-1 現状の公園計画図と自治体の各種データ相違箇所修正記録（箇所No. 1）

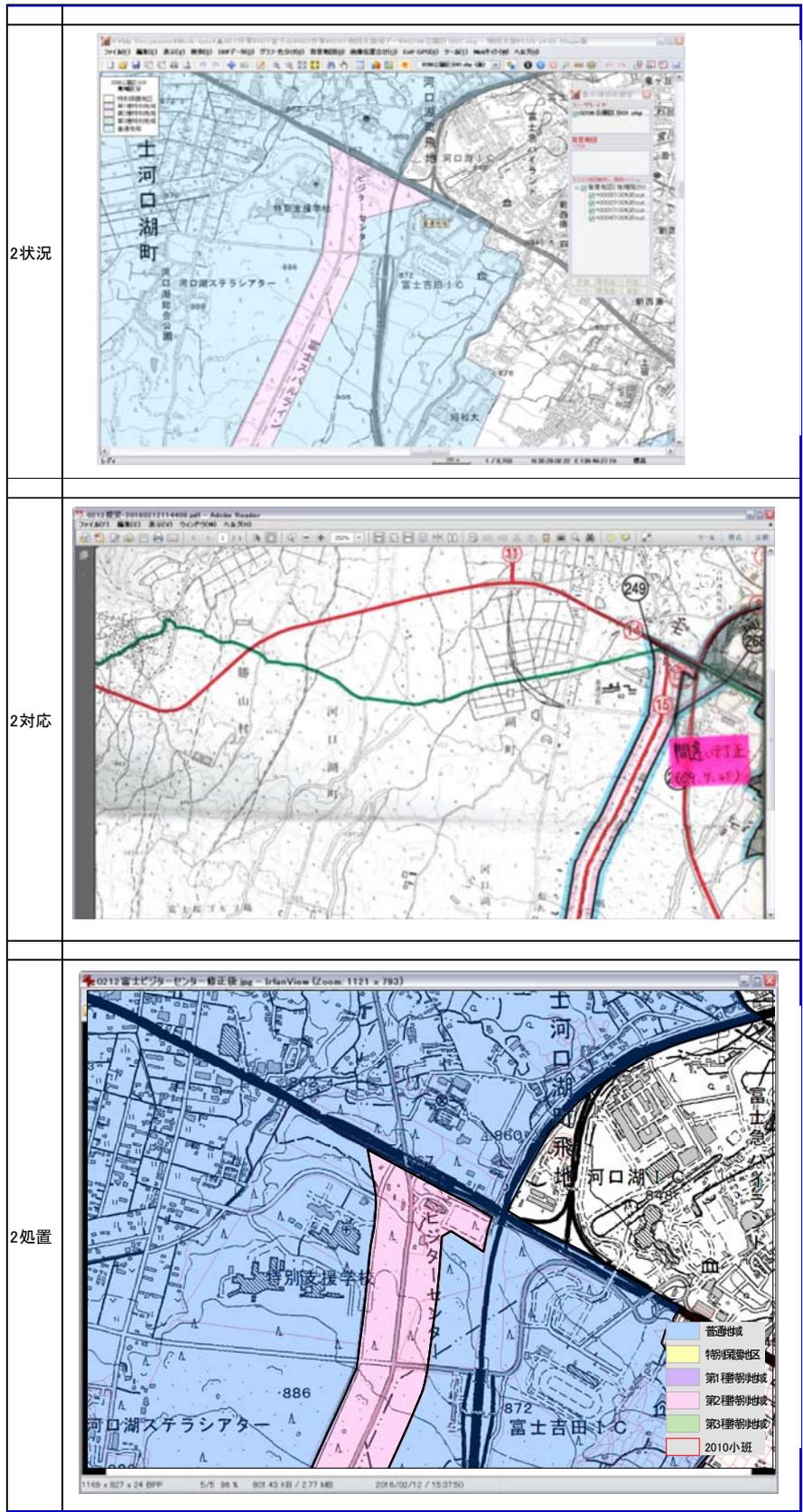


図-1-2 現状の公園計画図と自治体の各種データ相違箇所修正記録（箇所No.2）

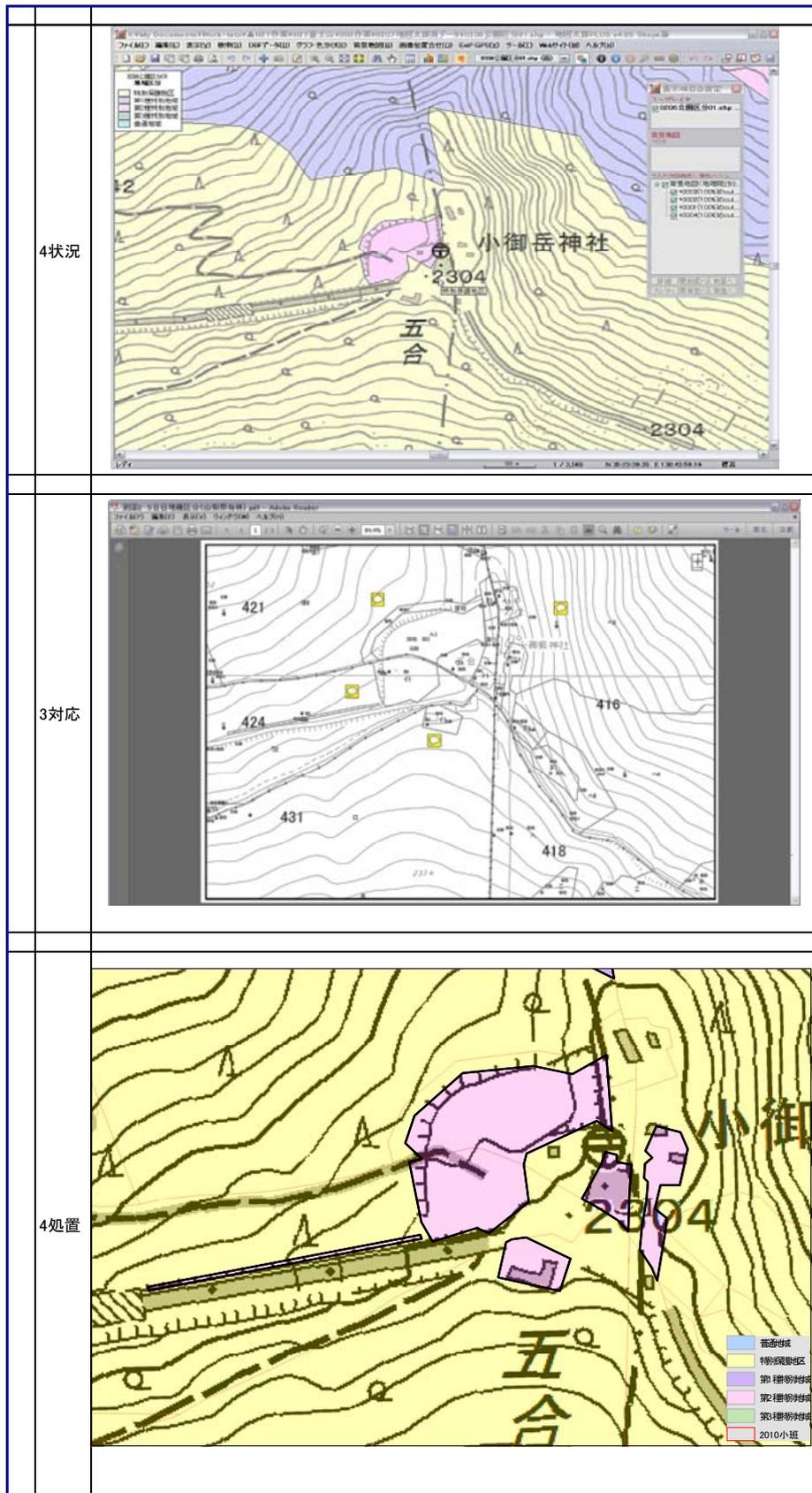


図-13 現状の公園計画図と自治体の各種データ相違箇所修正記録（箇所No.3）

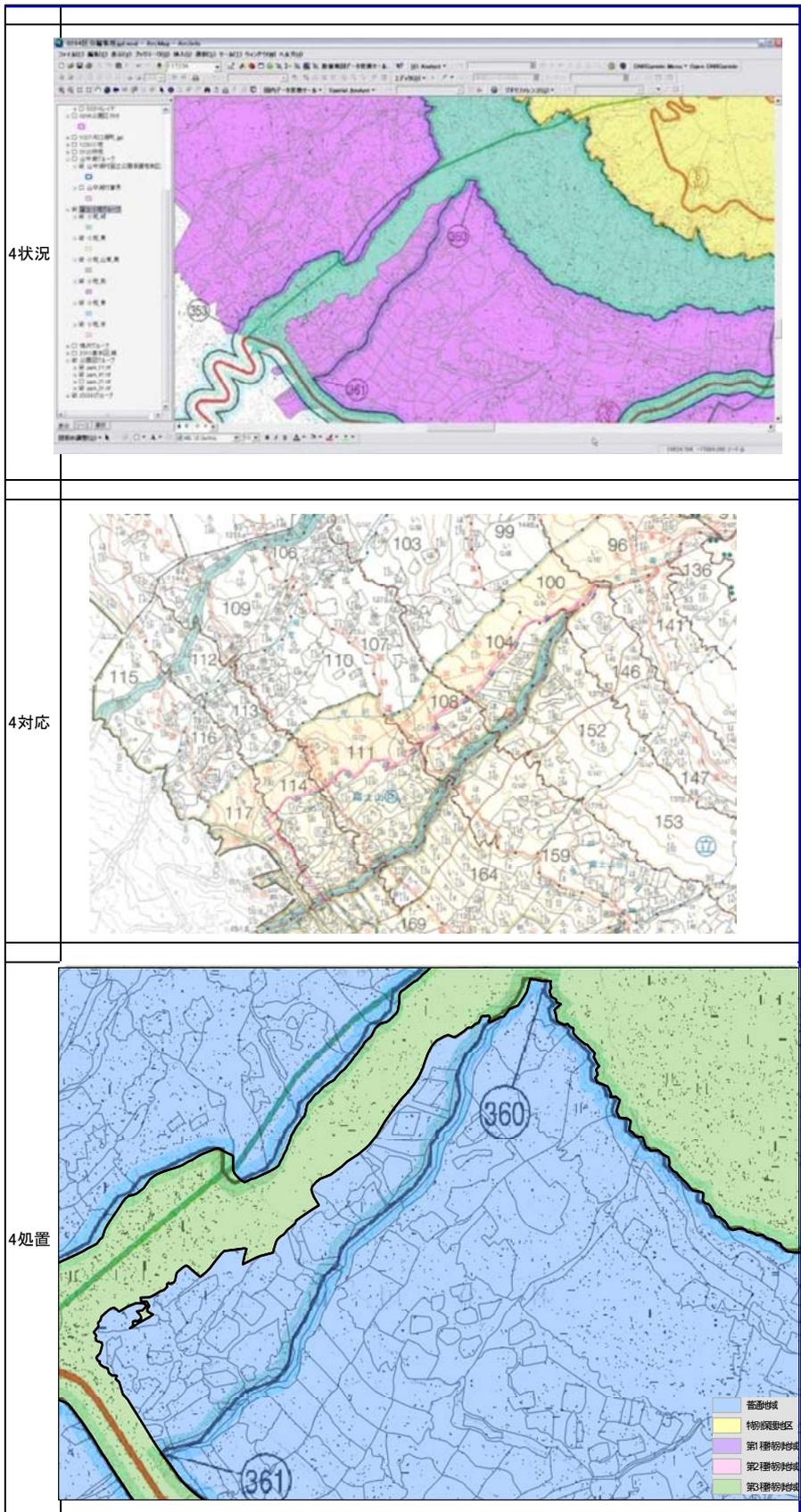
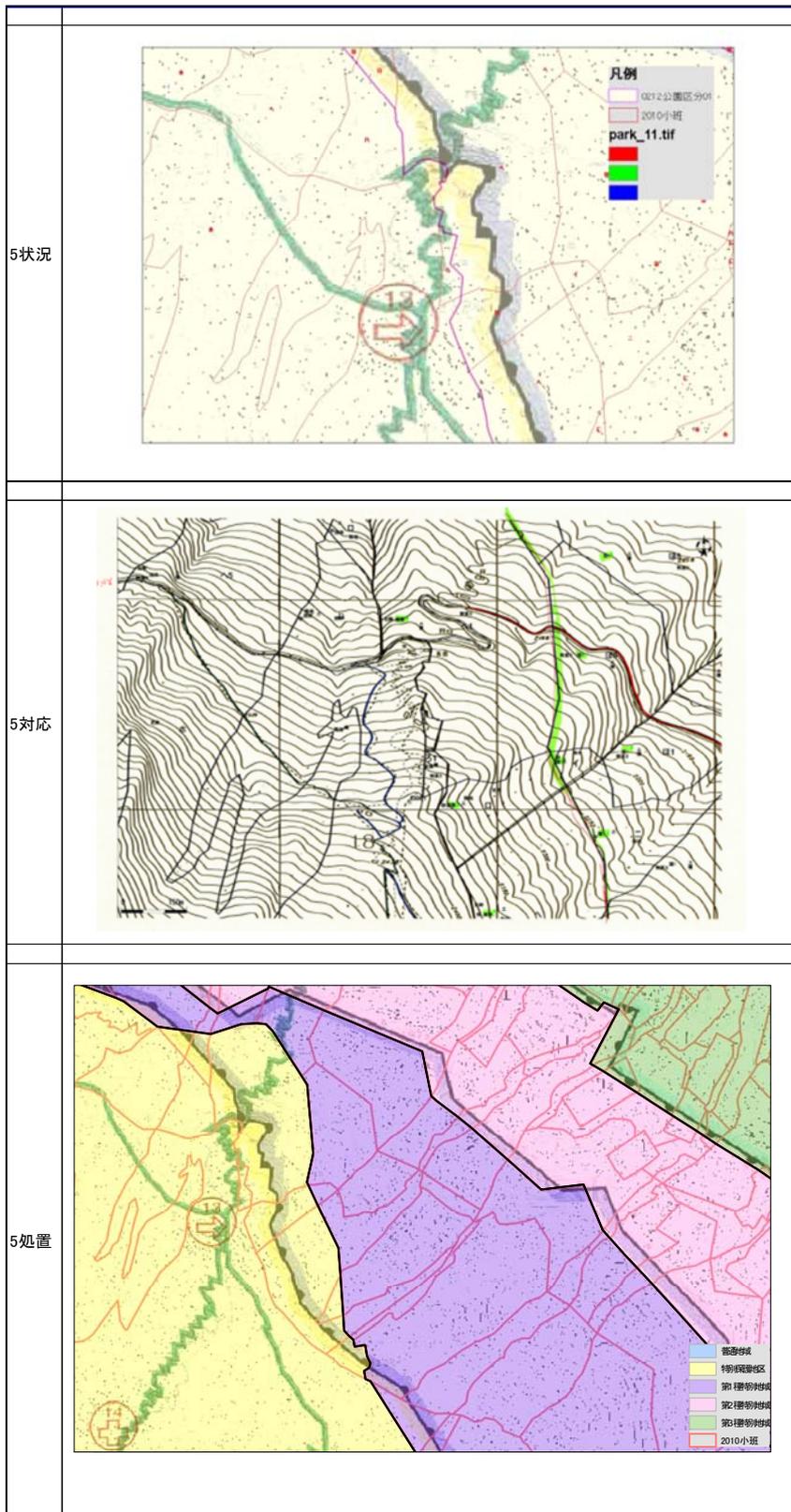


図-1.4 現状の公園計画図と自治体の各種データ相違箇所修正記録（箇所No.4）



図－1 5 現状の公園計画図と自治体の各種データ相違箇所修正記録（箇所No.5）

(2) wrk ファイル作成

環境省自然環境局に導入されている地図太郎自然環境局版にて「地理院地図」を背景に引き、ユーザーレイヤの色設定やグループ化、アイコンの設定などが表示できるように wrk ファイルを作成した。以下に利用計画（施設）、利用計画（車道）、利用計画（歩道）の場合の表示例を示す。

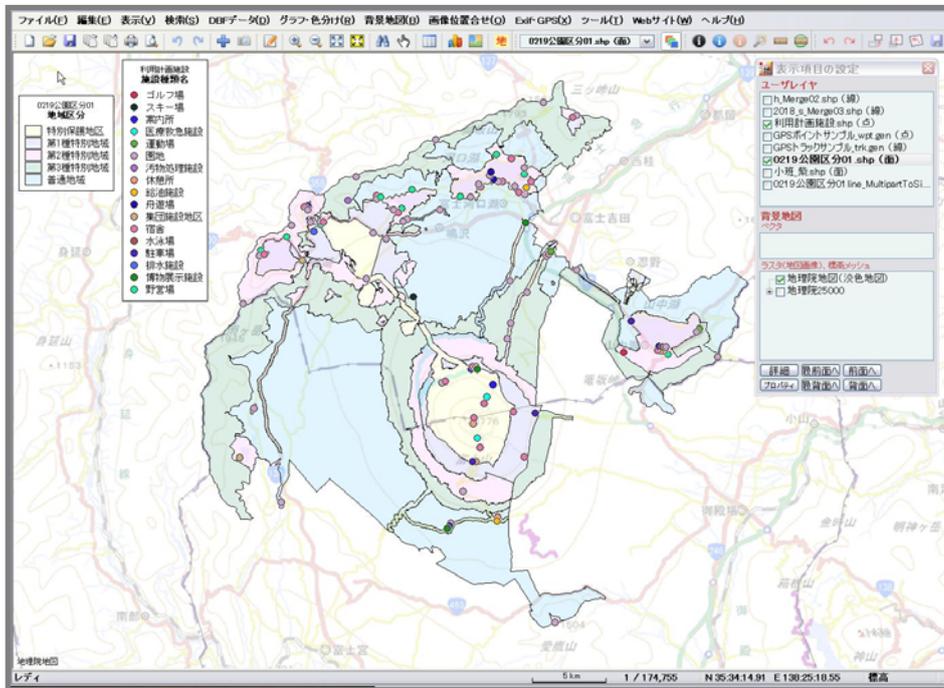


図-16 地図太郎での利用計画（施設）表示

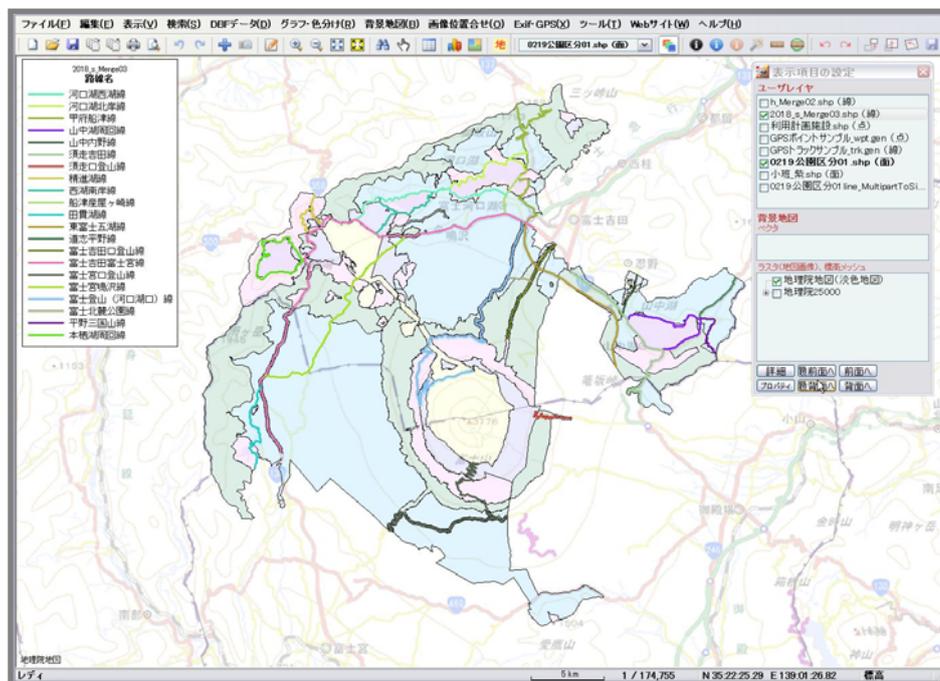
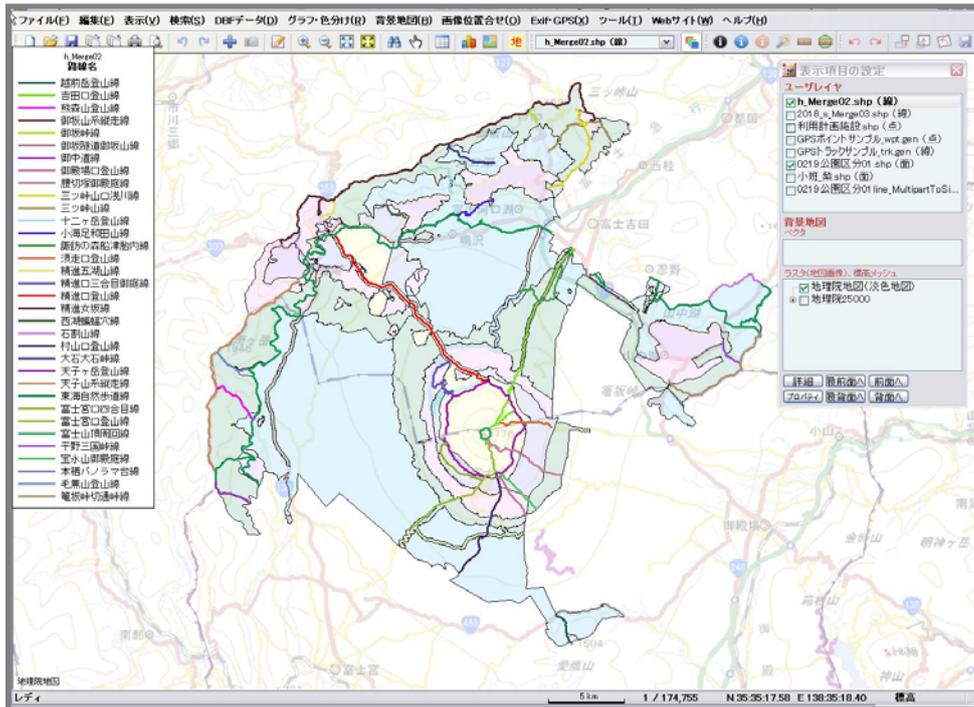


図-17 地図太郎での利用計画（車道）表示



図－18 地図太郎での利用計画（歩道）表示

(3) 公園計画変更図面等を作成する手順マニュアルの作成

公園計画を変更等する際の手順及び過去の公園計画書を元に、変更図面等を地図太郎自然環境局版で作成するに当たってのマニュアルを作成した。マニュアルは、環境省担当官と協議の上、以下の事項を配慮した内容とした。

- ・ 地図太郎で出来ることをイメージで分かりやすく表現し、日常業務で活用できることを職員に意識してもらう。
- ・ 最低限必要な基本操作
- ・ 環境省国立公園現場職員が良く使う作業手順

以下にマニュアルの一部を示す。

<p>地図太郎活用手順マニュアル ～国立公園担当者(R・AR等)が最低限覚えること</p>	<p>目次</p>
<p>1 本マニュアルの目的・地図太郎で出来ること..... 1</p> <p>2 基本操作..... 3</p> <p> (1) パソコン設定の確認..... 3</p> <p> (2) データのコピー..... 3</p> <p> (3) データの管理方法..... 4</p> <p>3 事例..... 5</p> <p> (1) 公園内巡視中に違反を発見。上部機関に報告する書類作成を行う..... 5</p> <p> ① GPS 機器を使い違反場所を記録する(ウェイポイントの設定)..... 5</p> <p> ② デジタルカメラで状況を撮影・PCにデータを落とす..... 5</p> <p> ③ PCにデータを落とす..... 5</p> <p> ④ 地図太郎を起動..... 7</p> <p> ⑤ 背景地図(国土地理院地図)・公園計画図を読み込む..... 8</p> <p> ⑥ 公園計画図に正確な位置を落とす..... 19</p> <p> ⑦ デジタルカメラで撮影した状況写真を地図上に表示する..... 21</p> <p> ⑧ 作成したデータを印刷..... 25</p> <p> ⑨ 作成したデータを画像として出力..... 25</p> <p> ⑩ 報告書の添付資料として、上部機関に報告する..... 26</p> <p> (2) 巡視～報告書作成までの一連の流れ..... 27</p> <p> ① GPSの電源をONにすれば自動でログが記録される..... 27</p> <p> ② デジタルカメラで状況写真を撮影する..... 27</p> <p> ③ PCにデータ(GPXデータ、JPEG)を落とす..... 27</p> <p> ④ 地図太郎を起動..... 27</p> <p> ⑤ 背景地図・公園計画図を開く..... 27</p> <p> ⑥ 公園計画図に正確な位置を落とす..... 27</p> <p> ⑦ デジタルカメラで撮影した状況写真を地図上に表示する..... 30</p> <p> ⑧ 作成したデータを印刷する..... 30</p> <p> ⑨ 作成したデータを画像として出力..... 30</p> <p> ⑩ 報告書の添付資料として、上部機関に報告する..... 30</p> <p> ⑪ (番外編)不要なルートを消す..... 31</p> <p> (3) 巡視ルートの統合..... 36</p> <p> (4) 区域線の正確さを確認..... 39</p> <p>別添 「ユーザズガイド(2015.10.22版)」より抜粋資料</p>	

図-19 マニュアルの抜粋

マニュアル

1 本マニュアルの目的・地図太郎で出来ること

平成 18 年に設定した富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)に係る区域線等の基礎情報を GIS データ化し網羅的に把握することで、公園計画等の点検や変更の基礎資料とし、適切な保全計画の立案に資することを目的として、環境省自然環境局に導入されている地図太郎自然環境局版にて「地理院地図」を背景に引き、本業務で作成したデータをユーザーレイヤに取り込み、表示・編集する手順をとりまとめたものである。

合わせて、環境省公園管理担当職員として知っておくべき操作として、巡視に行き、記録を撮り、報告書作成の一連の流れを要点もまとめた。

地図太郎で出来ることの例①
国立公園の背景地図の上で、富士山のビューポイントを落とし、吹き出しで写真を取り込んだ事例

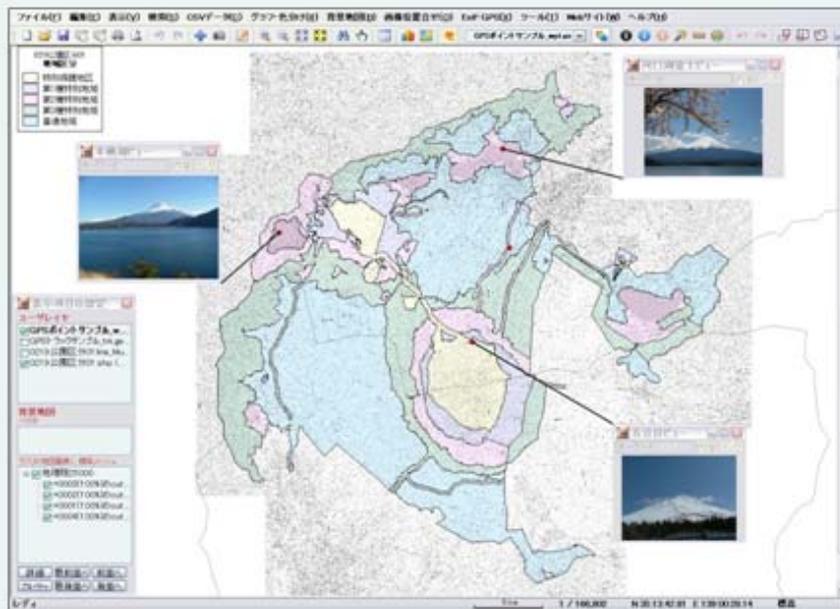


図-20 マニュアルの抜粋

2-2 文献等からのデータ収集・GIS化・整理

(1) 生物多様性情報

富士五湖及び周囲の浜における植生状況を報告書から抜粋し、ポイントデータで表現するファイルを作成した。下記は「山中湖村フジマリモ生息調査(平成26年度)報告書」の作成ファイルの成果表示である。

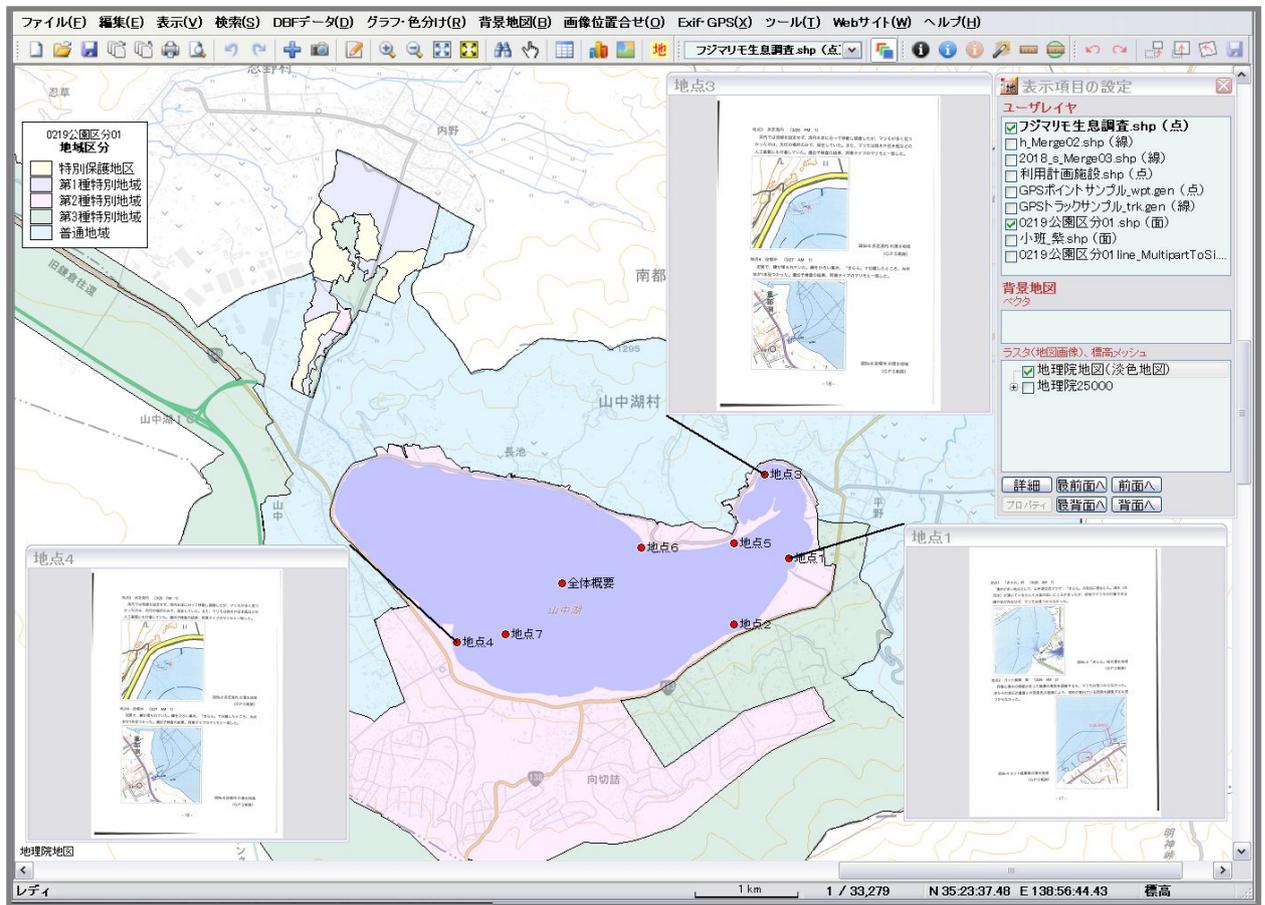


図-2 1 「山中湖村フジマリモ生息調査(平成26年度)報告書」より作成したポイントデータ表示

環境省生物多様性センターが作成した希少種等の情報を、データ内の位置情報を元に、ポイントデータ、およびメッシュ形状のポリゴンデータとして整理し作成した。作成した項目、および表示例を以下に示す。

表-3 希少種等の情報と作成内容

seq	分類1	分類2	分類3	ファイル	図形情報とのkey項目	作成図形データ種類	業務範囲内データ有無	作成ファイル
1	1. 植生調査	2.5万分の1	RDB種	第6・7回基礎調査植生調査RDB.xlsx	緯度・経度	ポイントデータ		植生調査2.5万分の1_第6・7回基礎調査植生調査RDB.shp
2			全種	第6・7回基礎調査植生調査(山梨・静岡).xlsx	緯度・経度	ポイントデータ		植生調査2.5万分の1_第6・7回基礎調査植生調査(山梨・静岡).shp
3		5万分の1	RDB種	第2回植生基本データRDB.xlsx	5万分の1図幅・上下左右	メッシュポリゴン	無し	-
4				第3回植生基本データRDB.xlsx	5万分の1図幅・上下左右	メッシュポリゴン		植生調査5万分の1_第3回植生基本データRDB植物 I、II.shp
5			全種	第2回植生基本データ.xlsx	5万分の1図幅・上下左右	メッシュポリゴン		植生調査5万分の1_第2回植生基本データ.shp
6				第3回植生基本データ.xlsx	5万分の1図幅・上下左右	メッシュポリゴン		植生調査5万分の1_第3回植生基本データ.shp
7	2. 特定植物群落		RDB種	第2回調査RDB.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第2回調査RDB.shp
8				第3回追加調査RDB.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第3回追加調査RDB.shp
9				第5回生育状況追跡調査RDB.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第5回生育状況追跡調査RDB植物.shp
10				第5回追加調査RDB.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第5回追加調査RDB植物.shp
11			全種	第2回植生調査.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第2回植生調査.shp
12				第3回追加調査.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第3回追加調査.shp
13				第5回生育状況追跡調査.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン	無し	-
14				第5回生育状況追跡調査.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第5回生育状況追跡調査.shp
15				第5回追加調査.xlsx	5万分の1図幅名称	メッシュポリゴン		特定植物群落_第5回追加調査.shp
16	3. 哺乳類		RDB種	第3～6回哺乳類RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		哺乳類_第3～6回哺乳類RDB.shp
17			全種	第3～6回哺乳類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		哺乳類_第3～6回哺乳類.shp
18	4. 鳥類		RDB種	第2回鳥類繁殖分布調査RDB.xlsx	2次メッシュ	メッシュポリゴン		鳥類_第2回基礎調査_RDB鳥類.shp
19				第3回鳥類越冬分布調査RDB.xlsx	2次メッシュ	メッシュポリゴン		鳥類_第3回鳥類越冬分布調査RDB.shp
20				第4回ねぐら調査_サギ類RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
21				第4回繁殖地調査_コアジサシRDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
22				第4回繁殖地調査_サギ類RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
23				第6回鳥類繁殖分布調査RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		鳥類_第6回基礎調査_RDB鳥類.shp
24			全種	第2回鳥類繁殖分布調査.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		鳥類_第2回鳥類繁殖分布調査.shp
25				第3回鳥類越冬分布調査.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		鳥類_第3回鳥類越冬分布調査.shp
26				第4回集団ねぐら_カラス類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
27				第4回集団ねぐら_コシアカツバメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
28				第4回集団ねぐら_サギ類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
29				第4回集団ねぐら_スズメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
30				第4回集団ねぐら_セキレイ類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
31				第4回集団ねぐら_ツバメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
32				第4回集団ねぐら_ヒメアマツバメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
33				第4回集団ねぐら_ムクドリ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
34				第4回集団繁殖地_イワツバメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
35				第4回集団繁殖地_カワウ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
36				第4回集団繁殖地_コアジサシ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
37				第4回集団繁殖地_コシアカツバメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
38				第4回集団繁殖地_サギ類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
39				第4回集団繁殖地_チョウゲンボウ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
40				第4回集団繁殖地_ヒメアマツバメ.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
41				第6回鳥類繁殖分布調査.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		鳥類_第6回鳥類繁殖分布調査.shp
42	5. 両生類・爬虫類		RDB種	第3～5回両生類・爬虫類RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		両生類・爬虫類_第3～5回両生類・爬虫類RDB.shp
43			全種	第3～5回両生類・爬虫類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		両生類・爬虫類_第3～5回両生類・爬虫類.shp
44	6. 昆虫類		RDB種	第3～5回昆虫類(ガ)RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(ガ)RDB.shp
45				第3～5回昆虫類(セミ)RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン	無し	-
46				第3～5回昆虫類(チョウ)RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(チョウ)RDB.shp
47				第3～5回昆虫類(トンボ)RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(トンボ)RDB.shp
48				第3～5回昆虫類(甲虫)RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(甲虫)RDB.shp
49			全種	第3～5回昆虫類(ガ).xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(ガ).shp
50				第3～5回昆虫類(セミ).xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(セミ).shp
51				第3～5回昆虫類(チョウ).xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(チョウ).shp
52				第3～5回昆虫類(トンボ).xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(トンボ).shp
53				第3～5回昆虫類(甲虫).xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		昆虫類_第3～5回昆虫類(甲虫).shp
54	7. 淡水魚類		RDB種	第3～5回汽水・淡水魚類RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		淡水魚類_第3～5回汽水・淡水魚類RDB.shp
55			全種	第3～5回汽水・淡水魚類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		淡水魚類_第3～5回汽水・淡水魚類.shp
56	8. 陸産・淡水産貝類		RDB種	第3～5回陸産・淡水産貝類RDB.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		陸産・淡水産貝類_第3～5回陸産・淡水産貝類RDB.shp
57			全種	第3～5回陸産・淡水産貝類.xlsx	3次メッシュ	メッシュポリゴン		陸産・淡水産貝類_第3～5回陸産・淡水産貝類.shp

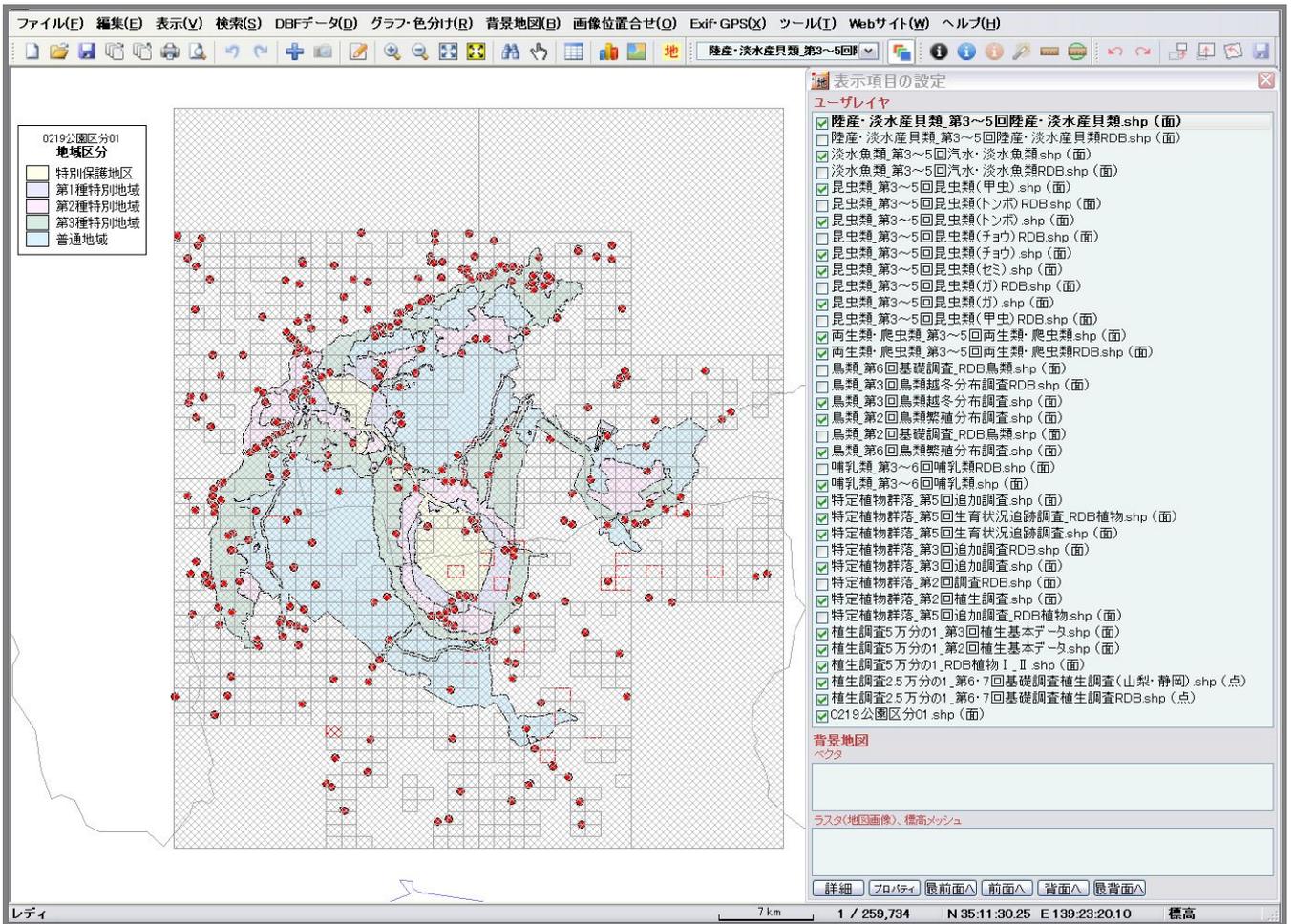


図-22 RDB 関連ファイルを除く希少種等の情報の表示例

(2) 現在の公園事業等施設位置

貸与された事業地図資料（施設の位置などが紙などで分かるもの）その情報をポイントデータ、ラインデータとして作成した。作成したデータの表示例を以下に示す。

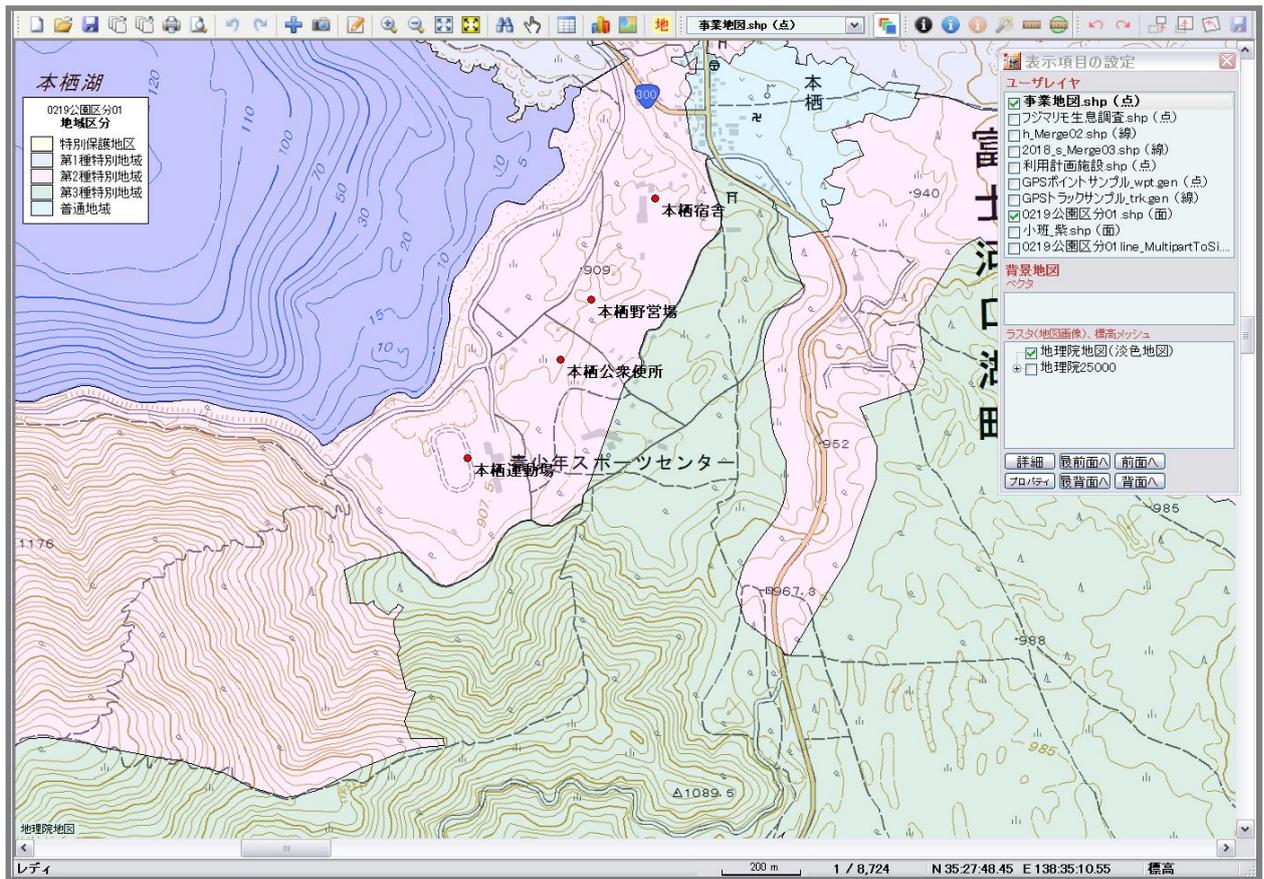
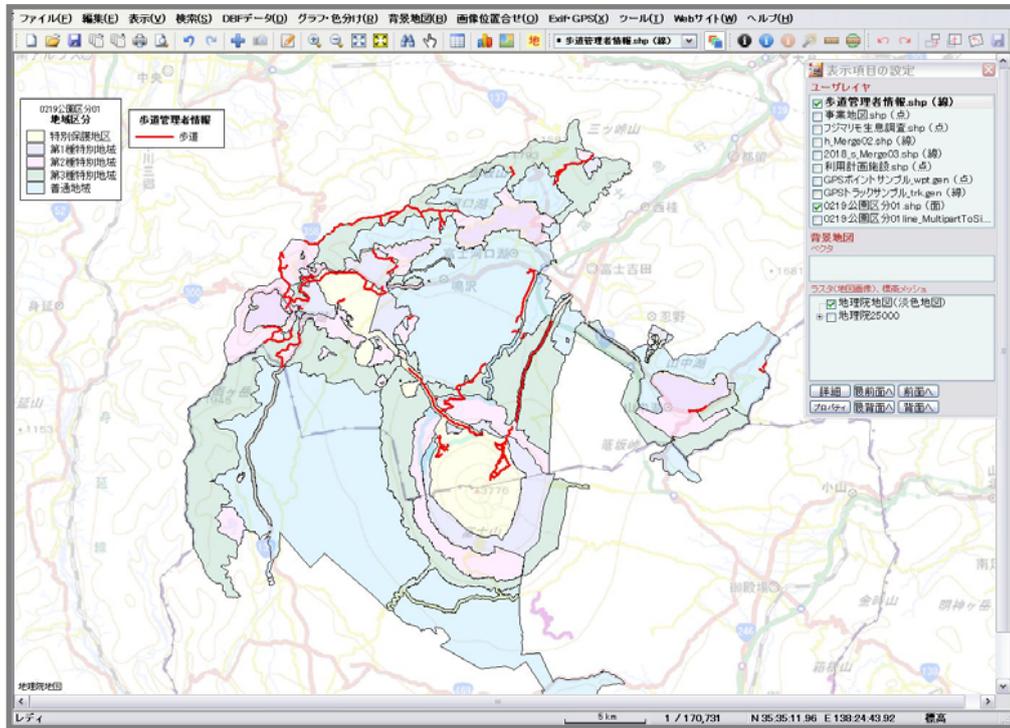


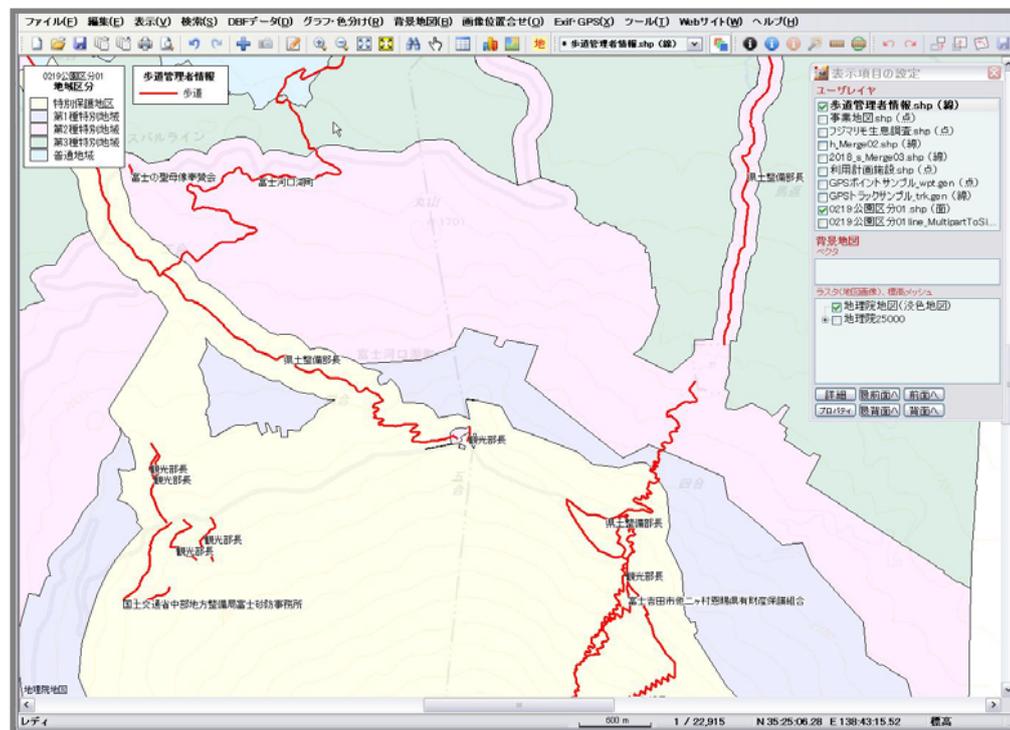
図-23 公園事業等施設位置情報の表示例

(3) 歩道管理者情報

自治体が所有している管理者情報として、山梨県富士東部林務事務所固有林課より富士東部事業区基本図（紙）を52枚借用し、管理者情報を明記されている歩道をラインデータで作成した。作成したデータの表示例を以下に示す。



図－24 歩道管理者情報の表示例（全体）



図－25 歩道管理者情報の表示例（属性表示）

2-3 富士箱根伊豆国立公園の保全と利用に関する地域関係者の意見に関する情報収集

富士箱根伊豆国立公園富士山地域に関わる市町村内等で、保全に関する研究者、行政関係者などの意見を聞き、情報収集を行うため、郵送によるアンケート調査を実施した。

(1) アンケート票作成

以下に示すアンケート票を作成した。

<p style="text-align: right;">平成28年1月21日</p> <p>富士箱根伊豆国立公園富士山地域 関係各位</p> <p style="text-align: right;">箱根自然環境事務所長 (公印省略)</p> <p>富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営等に係るアンケートについて (依頼)</p> <p>日頃より、国立公園行政の推進に多大なるご協力をいただき誠にありがとうございます。 富士箱根伊豆国立公園の富士山地域の公園計画が平成18年に一部変更され、管理計画は平成12年に策定されていますが、平成25年には富士山が世界文化遺産に登録され、平成28年2月にはユネスコからの勧告を踏まえた保全状況報告書が提出される予定など当時と比べ大きく社会情勢が変化しています。 また、平成26年3月には「国立公園における協働型管理運営を進めるための提言」(別添1)がまとめられ、地域の多様な関係者と「協働」した国立公園の管理運営を行う必要性が指摘され、そのために地方公共団体をはじめとする地域の関係者の協力を得て、国立公園の保全や魅力向上などの方策を一層推進することとしています。 本アンケートは、上記のような背景を踏まえ、富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営計画等(次ページ説明参照)の見直しに向けた検討の参考とするため、現状及び課題を網羅的に抽出把握することを目的に実施するものです。 なお、収集された情報をもとに、今後、管理運営計画等の見直しに向けた基本的な考え方を環境省で検討整理し、来年度以降改めて、関係機関にご相談をさせていただくことを想定しており、本アンケート自体は、自然公園法の規定に基づく意見照会等の手続きに位置づけられるものではありません。 以下、富士山地域の保護と適正な利用を進めるため、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。 なお、国立公園が世界文化遺産の担保措置であること等を踏まえると、個別事情による単純な規制の緩和や格下げは非常に困難であることについてはご理解いただきたく申し添えます。 富士山地域の広域的な観点からの検討が求められるため、お手数ですが、関係部署が複数にまたがる場合は、貴部署において関係部署へ配布・回収をお願い出来れば幸いです(送付先一覧及び想定関係部署は別添2のとおりです)。</p> <p>●富士山地域の公園計画及び管理計画の策定・変更の経緯概要 昭和11年 指定 昭和13年 特別地域の指定 昭和25年 利用計画の決定 平成8年 公園計画の再検討 平成12年 管理計画書策定 平成18年 公園計画の変更</p> <p style="text-align: center;">1 / 9</p>	<p style="text-align: center;">国立公園管理運営計画等について概要説明</p> <p style="text-align: center;">＜国立公園の保護と利用の仕組み概念図＞</p> <p>＜公園計画について＞ 規制計画(保護のための規制に関する計画(保護規制計画)及び利用のための規制に関する計画(利用規制計画))及び施設計画(保護のための施設に関する計画(保護施設計画)及び利用のための施設に関する計画(利用施設計画))によって構成される公園計画書及び公園計画図をもって明らかにするもの。</p> <p>＜管理運営計画について＞ 公園計画をもとに地域の実情に即した公園管理業務の一層の徹底を図り、国立公園の適正な保護及び利用の推進を図ることを目的として、公園事業及び許可行為等の詳細な取扱いに關する事項等を定めるもの。 例：特別地域内の建築物の屋根の色を黒灰系色又はこげ茶色とする など</p> <p>＜公園計画・管理運営計画改定の一般的な手続きについて(※)＞ 公園計画：参考資料1をご参照ください。 管理運営計画：協議会等を活用し、環境省(地方環境事務所長)が作成、関係者協議、意見公募手続き等を経て決定・公表する。 ※今回のアンケートは正式な手続きではなく、あらかじめ課題を抽出し、今後の検討材料とするものとなります。</p> <p style="text-align: center;">2 / 9</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

富士箱根伊豆国立公園富士山地域の管理運営に係るアンケート 作業要綱

<回答期限 (お願い)>

短時間の照会で大変恐縮ですが、平成28年2月29日(金)までにご回答をお願いします。

<提出までの流れ (お願い)>

環境省発注業者⇒別添2の送付者(※)⇒環境省富士五湖自然保護官事務所
※複数の関係部署を有する自治体等組織の場合
内部関係部署へ配布・回収(意見集約をお願いするものではありません。)の上提出をお願いします。本アンケート回答様式をメールで送付できますので、必要な場合、以下提出先のメールアドレスまでその旨ご連絡ください。

<提出先>

郵送 山梨県富士吉田市利久尾5597-1生物多様性センター内 (担当 房村)
ファックス 0555-72-0623
メール TAKUYA_FUSAMURA@env.go.jp

<送付資料一覧>

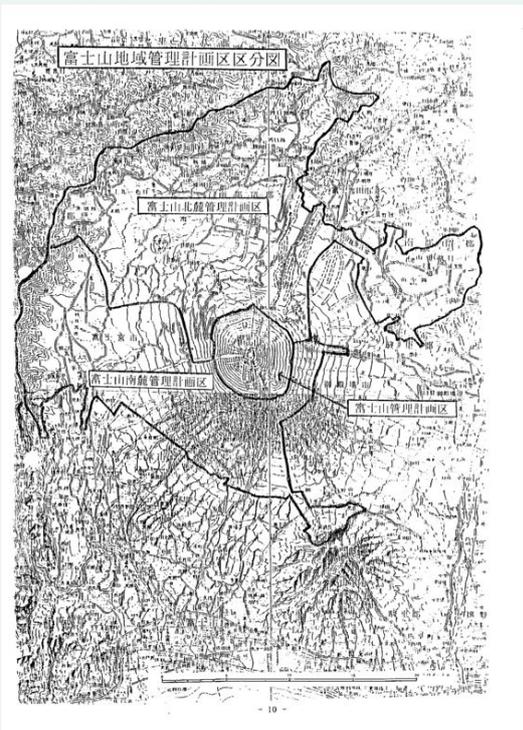
- ① 依頼文、管理運営計画等説明、アンケート回答作業要綱(本紙)(合計3枚)
 - ② アンケート
 - ③ 別添1 国立公園における協働型管理運営を進めるための提言(概要・ポッチ絵)
 - ④ 別添2 アンケート送付者・想定関連部署一覧
 - ⑤ 別添3 公園計画図(A3用紙4枚)
 - ⑥ 別添4 公園計画等用語解説
 - ⑦ 現在の富士山地域管理計画書(縮刷)
- ※拡大して確認したい場合は、以下URLをご参照ください。
http://www.env.go.jp/park/fuji/hakone/int.ro/files/park_kanri_2.pdf

<参考資料>

国立公園の公園区域及び公園計画の点検に関するスケジュール

(1) 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)の保全管理上の課題について、次ページの別紙「富士山地域管理計画区分図」、「保全対象」、「保全方針」を参考に記載願います。なお、保全対象以外であって富士箱根伊豆国立公園を代表するような自然等の保全管理上の課題でも構いません。

(別紙) 富士山地域管理計画区分図



管理計画区分	保全対象	保全方針
富士山	富士山の秀麗な山容植物の遷移過程 富士山五合目付近の高山植物群落	氷河期が過ぎ去ったあとにできた比較的新しい山であることから、火山荒原に草本から木本への植物の遷移過程が見られる貴重なところである。日本を代表する火山景観である美しい富士山の姿と、学術的にも価値が高い富士山特有の高山植物群落の厳正な保護を図る。
富士山北麓	青木ヶ原樹海(特別保護地区)	富士山西麓の溶岩流上に位置し、ヒノキ等の常緑針葉樹を主とする針広混交の自然植生が広がり、溶岩風穴や溶岩樹など特異な火山地形も点在する、すぐれた自然景観を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	山中ハリモミ純林(特別保護地区)	山中のハリモミ林として知られ、国内でも希有な自然景観を呈し、学術的価値も高いすぐれた純林であるため、現景観を厳正に維持するとともに保護増進を図る。
	片蓋山山頂の自然林(特別保護地区)	富士山北西の側火山である片蓋山山頂部のイヌブナ等のすぐれた自然植生を有する地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	精進口登山線沿線の植生の垂直分布(特別保護地区)(第2種特別地域)	精進口登山線道路(歩道)に位置し、ヒノキ・シノブカグマ群集の山地帯植生からシラビソ・オシラビソ群集の亜高山帯植生等への、植生の垂直分布がすぐれた地域であるため、現景観を厳正に維持する。
	梨ヶ原車道沿いのアカマツ林及びカラマツ林(第1種特別地域)(第3種特別地域)	須走吉田線道路(車道)沿いに良好なアカマツ林及びカラマツ林等が残存する歴史的な勝地である優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	三ツ峠山	三ツ峠山の岩場やクリ、ミズナラ、ハリモミの自然植
	長崎半島のアカマツ林(第1種特別地域)	本栖湖の西側に突き出た長崎半島は、アカマツ林の自然植生等で構成される優れた自然景観を有している地域であるため、現景観の維持を図る。
	富士五湖(第2種特別地域)	富士山からの溶岩流によってできた富士五湖の水質保全に留意し、富士五湖固有のマリモの保護を図るとともに一帯の優れた湖沼の風致景観の維持を図る。
	富士スバルライン沿線のアカマツ林(第2種特別地域)	剣尾溶岩流上に良好なアカマツ林が分布し、富士山への主要利用者車道の一つであるスバルライン沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	廣王天神社の社寺林(第2種特別地域)	ケヤキ、エノキ等で構成される良好な社寺林等の優れた自然景観を有する地域であるため、風致景観の維持を図る。
	諏訪の森、富士吉田口登山沿線(第2種特別地域)	アカマツ林の森林景観及び標高1,200m付近のレンゲツツジ、フジゲラの群生地等がみられる登山道沿線の優れた自然景観を有する地域であるため、適切な管理を行いつつ風致景観の維持を図る。

富士山 南麓	田貫湖及び小田貫温 原 (第2種特別地域)	田貫湖は富士山麓における唯一の人工湖で富士山西麓の利用拠点であり、西岸から湖越しに見える富士山の景観は、湖面に富士山が映える逆さ富士の他、富士山頂から朝日が昇る時の眺めはダイヤモンド富士と呼ばれる特筆すべき景観等、田貫湖及び小田貫温原一帯は良好な自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 また、湖水の汚濁防止を図るためキャンプ場等の周辺施設の排水処理に留意し良好な水質の保全を図る。 小田貫温原については、現在乾燥化が進んでいることから温原植生の保護復元を図る。	<p>(2) 富士箱根伊豆国立公園(富士山地域)の適正な利用を推進する上での課題について、下記の利用区分ごとに記載願います(出来るだけ詳細に課題の内容について記載願います。)</p> <p>①富士山8合目以上の利用 ②富士山8合目以下の利用 ③その他(管理運営体制、他の施策との連携等)</p> <p>例(タイトル例のみを記載しています。詳細を記載願います。)</p> <p>①富士山8合目における遊歩道について 富士山麓の御丸登山について 富士山麓におけるブレイクポイントについて ②湖におけるブレイクポイントについて ③施設(トイレ)等の維持管理のための資金確保について、トレイルランニングについて</p>
	白糸の滝 (第2種特別地域)	富士山麓を代表する白糸の滝は、富士山湧水による優れた自然景観を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。 滝周辺の人工林については、広葉樹を主体とした森林への移行を図る。また、周辺施設等が滝周辺の環境と調和を図るよう努める。	
	公園事業道路(車道) 沿線の風致保全 (第3種特別地域)	基幹道路で利用者も多い国道139号からの富士山、天子山系の優れている眺望と沿線における風致景観を保全するため、人工林の適切な管理や自然林の整備を図る。	
	富士宮口登山線「県道」沿線の風致保全 (第2種特別地域)	富士山南面に広がるミズナラ、ブナの直緑広葉樹林及び標高1,600mから上部のシラビソ、コメツガ等の亜高山性針葉樹林の優れた自然植生を有している地域であるため、風致景観の維持を図る。富士山への基幹道路周辺においては、ヒノキ等の人工林から富士山本来の広葉樹を主体とした森林への移行を図る。	

7 / 9

8 / 9

(3) その他 富士箱根伊豆国立公園富士山地域の今後の適正な管理運営等に向けて現在取り組まれている業務等を通じ、日頃の感じられているご意見・気づきの点等がありましたら、ご自由に記載ください。

■アンケート 回答者属性

①組織名:
②担当課、担当者名:
③連絡先
TEL:
FAX:
E-mail:
※記載内容に不明点等ありましたらご連絡させていただく可能性がありますがあらかじめご了承ください。

ご協力ありがとうございました。

9 / 9

図-23 アンケート票

(2) アンケート実施

各アンケート票および関連資料を、環境省職員と協議の上、下記に示す36件の送付先に郵送し、回答を得た。

国の機関については、今回は実施しないこととした。

表-4 アンケート送付先

＜地方自治体(14)＞				
管理No.	機関名	部署名	想定関連部署	回答部署
1	山梨県	みどり自然課	富士山保全推進課 観光資源課 学術文化財課 県有林課 美しい県土づくり推進室 富士東部林務環境事務所 富士東部建設事務所(吉田支所) 峡南林務環境事務所 防災危機管理課 山梨県警地域課	みどり自然課 観光資源課 警察本部生活安全部地域課 森林環境部 知事政策局
2	静岡県	自然保護課	富士山世界遺産課 観光政策課 消防保安課 道路保全課 文化財保護課 静岡県警地域部地域課	自然保護課 富士山世界遺産課 観光政策課 文化財保護課 危機管理部 県警地域課 水利用課 生活環境課
3	富士吉田市	環境政策課	富士山課	環境政策課
4	西桂町	産業振興課		産業振興課
5	富士河口湖町	環境課	政策財政課 都市整備課 観光課	観光課 都市整備課公園管理課
6	身延町	環境下水道課	観光課	観光課
7	山中湖村	企画まちづくり課	観光課	企画まちづくり課
8	忍野村	企画課	観光課	企画課
9	鳴沢村	企画課	観光課	企画課
10	御殿場市	環境課	観光課	環境課
11	裾野市	商工観光課	観光課	商工観光課
12	小山町	総務課	観光課	商工観光課 生涯学習課
13	富士宮市	花と緑と水の課	観光課	花と緑と水の課
14	富士市	環境保全課	観光課	環境保全課
＜富士山における適正利用推進協議会(18)＞				
管理No.	機関名	部署名	想定関連部署	回答部署
15	富士五湖消防本部			富士五湖消防本部
16	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合	総務部 総務課		返答なし
17	鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合			鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合
18	山梨県道路公社	富士山有料道路管理事務所		富士山有料道路管理事務所
19	富士山本宮浅間大社	庶務課		庶務課
20	富士山奥宮境内地使用者組合			富士山奥宮境内地使用者組合
21	富士五湖観光連盟			富士五湖観光連盟
22	富士山吉田口旅館組合			返答なし
23	富士山五合目観光協会			返答なし
24	表富士宮口登山組合			返答なし
25	御殿場口山内組合			御殿場口山内組合
26	須走口山内組合			返答なし
27	富士急行株式会社	交通事業部		返答なし
28	山梨県山岳連盟			返答なし
29	静岡県山岳連盟			返答なし
30	山梨県富士山科学研究所	名誉顧問		環境共生研究部
31	共栄大学	教育学部		返答なし
32	岩手大学農学部共生環境課程	造園計画学・観光学研究室		返答なし
＜その他研究者等(4)＞				
管理No.	機関名	部署名	想定関連部署	回答部署
33	山梨県富士山科学研究所			環境教育・交流部
34	NPO法人富士山自然保護センター			NPO法人富士山自然保護センター
35	NPO法人富士山クラブ			返答なし
36	静岡大学	理学部		返答なし

(3) アンケート結果整理

アンケートの結果をとりまとめて整理し以下に示す。

① 設問 1

■ □保全管理上の課題について□ ■

【現状に満足（特に意見なし）】

西桂町 産業振興課、静岡県 消防保安課、御殿場口山内組合、御殿場市 環境課

【記載なし】

静岡県 消防保安課、富士五湖消防本部、富士五湖観光連盟、
山梨県富士山科学研究所 環境共生研究部 環境教育・交流部、富士山本宮浅間大社 庶務課、
富士山奥宮境内地使用者組合、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合 総務部総務課

【回答者】

NPO 法人富士山自然保護センター、静岡県 自然保護課、静岡県 富士山世界遺産課、
静岡県 水利用課、静岡県 文化財保護課、忍野村 企画課、山中湖村 企画まちづくり課、
山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所、山梨県富士山科学研究所 環境共生研究部、
小山町 生涯学習課、身延町 観光課、裾野市 商工観光課、西桂町 産業復興課、
富士河口湖町 観光課、富士河口湖町 都市整備課公園管理課、富士吉田市 環境政策課、
富士宮市 花と緑と木の課、富士市 環境安全課、鳴沢村 企画課

項 目	現 状・課 題	
登山者 観光客	現状	① ・週末、御来光前の山頂付近の著しい混雑・渋滞
	課題	① ・登山者の安全性・快適性の確保
		② ・登山者の分散化
施設設備等	現状	① ・最大宿泊者数を超えた宿泊者の滞在
	課題	① ・宿泊施設への是正または公園計画の見直し
		② ・自然環境保全の為、トイレ数の縮小化及び建築物増設の回避
風致景観	現状	① ・富士五湖(山中湖)は廃船、大型作業者の放置、乱雑なボートなどにより状況は好ましくない
		② ・太陽光ソーラー発電施設の増加による景観の乱れ
		③ ・拡声器の使用や屋外での販売物品の陳列
	課題	① ・風致景観の維持、向上
		② ・既得権や生業権などの問題で取組が難しい事を解決
		③ ・強制力がない普通地域の景観維持対策
		④ ・住人への自然公園法の周知
		⑤ ・周辺施設等による景観への配慮、ガイドラインの遵守
		⑥ ・施設増設の際のルールの設定、周知

項 目	現 状・課 題	
道 路 交 通 駐 車 場	現状	① ・観光客の多くが自家用車等の利用で駐車場が不足している為路上駐車も多い
		② ・道路が狭く、大型車の通行ができない
		③ ・道路も狭く路上駐車も多い為人の横断が危険
	課題	① ・駐車場の増築
		② ・道路幅の増強
		③ ・観光客が安全に通れる道の確保
		④ ・道路の運営管理における自然の保全、景観との調和
		⑤ ・経年劣化による登下山道の修復
環 境 破 壊 環 境 保 全	現状	① ・ニホンジカの増加により下層植物の食害が進行
		② ・山中ハリモミ純林は減少傾向にある
		③ ・植物を適切に管理していく為には、基盤となる下(土壌)の管理も必要だが、土壌(火山灰、スコリア、溶岩)に関する記載がない
		④ ・アカマツやカラマツの樹齢が大きくなり枯損が見られる
		⑤ ・不法投棄数は減少傾向にあるものの未だに散見される
		⑥ ・富士山麓の湧水は周辺市町で様々な用途で利用されている
		⑦ ・オフロード車の乗入れによる植物や樹木の損傷、自然地形の改変等が起きている
		⑧ ・外来植物の侵入が確認されている
		⑨ ・富士五湖は水質管理だけではなく水量管理もする
		⑩ ・保全方針に問題はない
	課題	① ・ニホンジカ増加による食害対策
		② ・ニホンジカ捕獲の際に起こる熊野錯誤捕獲の食い止め
		③ ・山中ハリモミ純林の具体的な保護増殖の方法が不明確
		④ ・緑化植物の外来種混入の食い止め
		⑤ ・植物体、土壌(火山灰、スコリア、溶岩)に関する記載を併せてする
		⑥ ・富士山麓の湧水の保全対策(森林保全、水源涵養)
		⑦ ・車両の進入防止対策
		⑧ ・「富士山地域管理計画区区分図(省略)」、「保全対象」、「保全方針」の記載内容の見直し
		⑨ ・不法投棄対策
⑩ ・新たな保護対象地域の設定		
⑪ ・田貫湖及び小田貫湿地の乾燥化の原因を科学的に解明し、その結果に基づいた管理を行う		

項 目	現 状・課 題	
法・規則 整備改善等	現状	① ・定性的な基準が多く、判断基準も明確でない部分がある
		② ・法の裏付けをもたない国及び県の指導に基づき制定された計画は、行政指導に従わないケースがあり、地域と土地所有者の間で軋轢が生まれる事がある
	課題	① ・原生自然なのか、二次林なのかを明記し、歴史、文化的景観の保全にも努める
		② ・外来種、生物多様性を絡めた表現にする
		③ ・自然景観の適正な保全(維持管理)が、富士山の歴史・文化的価値を高める旨の内容を明記する
		④ ・植物体、土壌(火山灰、スコリア、溶岩)に関する記載を併せてする
		⑤ ・判断基準を見直し明確化する
⑥ ・定量的な基準の追加等も検討する		
⑦ ・法的措置のない計画の見直し		
その他	課題	① ・保全管理上の課題は、「富士山包括的保存管理計画(2016年1月)」に示されております。

② 設問 2-①

■□ 適正な利用を推進する上での課題について（富士山5合目以上の利用） □■

【現状に満足（特に意見なし）】

静岡県 消防保安課、裾野市 商工観光課

【記載なし】

西桂町 産業復興課、富士河口湖町 観光課、身延町 環境下水道課、山中湖村 企画まちづくり課、忍野村 企画課、御殿場市 環境課、富士宮市 花と緑と水の課、富士市 環境安全課、富士五湖観光連盟、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合

【回答者】

NPO 法人富士山自然保護センター、小山町 商工観光課、御殿場口山内組合、静岡県 富士山世界遺産課、静岡県 県警地域課、静岡県 観光政策課、静岡県 自然保護課、鳴沢村 企画課、富士五湖消防本部、富士山奥宮境内地使用者組合、富士山本宮浅間大社 庶務課、富士吉田市 環境政策課、山梨県 観光資源課、山梨県 警察本部生活安全部地域課、山梨県 森林環境部、山梨県 知事政策局、山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所、山梨県富士山科学研究所 環境共生研究部、山梨県富士山科学研究所 環境教育・交流部

項 目	現 状・課 題	
登山者・観光客	現状	① ・開山期間以外も年間を通じて遭難者が発生
		② ・閉山後も無許可登山者が後を絶たない
		③ ・特別保護地区への入山、動植物の採取持ち帰り
		④ ・多勢の弾丸登山者
		⑤ ・下山口間違い者の多発(特に外国人)
		⑥ ・増加する外国人観光客のマナー違反、混雑が発生
		⑦ ・テント使用や喫煙等、マナー違反者が多い
		⑧ ・春期スキーヤーの滑落事故等の発生
	課題	① ・登山者の分散化
		② ・マナーの向上、ルール周知
		③ ・ゴミ対策
		④ ・弾丸登山対策
		⑤ ・遭難対策
		⑥ ・下山口間違い対策
		⑦ ・スキーヤーの滑落事故等対策
		⑧ ・外国人利用者への情報(ルール・マナー含む)発信
		⑨ ・入山料(保全協力金)及び使用目的の周知
災害対策	課題	① ・富士山噴火対策の強化(看板、山小屋、シェルターの強化)

項 目		現 状・課 題	
施設設備等	広告物・看板物の設置・補修・見直し・強化	課題	① ・外国人登山者の案内看板、マナー看板の設置
			② ・コース看板の増設
			③ ・火気、テント使用等危険事項禁止等マナー看板の設置
			④ ・道迷い、遭難対策
	山小屋(売店)	現状	① ・山小屋の修景ガイドラインの策定を検討
		課題	① ・設置個所の見直し
	トイレの設置個所見直し		現状
		② ・表口5合目のレストハウスのトイレが老朽化	
	ブルドーザー道の整備	課題	① ・トイレ設置個所の見直し
			① ・山小屋及びトイレの管理運営を充実させる為
登山道トレッキングコースの整備	課題	① ・利用者の安全を守るため	
道路整備	課題	① ・車両と観光客の動線交差による交通動線の再編	
駐車場(パーク&ライト)舎の整備	現状	① ・増加する外国人観光客のマナー違反による混雑が発生	
	課題	① ・駐車場の混雑	
博物展示施設等の整備		課題	② ・駐車場の整備
	① ・博物展示施設の整備		
運営・維持管理	現状	① ・管理者不在地が存在	
	課題	① ・営業期間縮小による利用者の衛生面、安全面の確保の見直し	
		課題	② ・管理者を定め、維持管理体制を整える
	法・規則整備改善		課題
② ・入山期間以外の入山禁止の徹底及び対策			
③ ・管理者、権限所在地の明確化 現在ゴミは少なくなったのですが、火気の使用とテントを張る人が増えています。危険な行為なので、やめてほしいのですが、この事は地権者の権限なのか、自然公園法での規定なのかはっきりしていただいて、案内看板を充てて頂きたい。 富士山御中道の御庭～大沢崩れ及び吉田口六合目～須走口六合目の一部については現在管理者が不在となっている。公園事業に位置づけられた歩道であるため、公園事業取扱方針に即した適正な利用を推進する上でも、管理者を定め、維持管理体制を早急に整える必要がある。			
④ ・入山料(保全協力金)の用途明確化			
⑤ ・入山料(保全協力金)の徴収方法、徴収員の教育の改善			
⑥ ・情報の共有、統一化			
⑦ ・取扱方針、基本方針、計画書等の見直し(作成当時と現在で合わない箇所の改善)			

③ 設問 2-②

■□ 適正な利用を推進する上での課題について（富士山 5 合目以下の利用） □■

【現状に満足（特に意見なし）】

静岡県 消防保安課、裾野市 商工観光課

【記載なし】

富士吉田市 環境政策課、西桂町 産業復興課、富士河口湖町 観光課、
山中湖村 企画まちづくり課、忍野村 企画課、御殿場市 環境課、富士市 環境安全課、
鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合、御殿場口山内組合

【回答者】

NPO 法人富士山自然保護センター、小山町 商工観光課、静岡県 自然保護課、
静岡県 富士山世界遺産課、鳴沢村 企画課、富士五湖観光連盟、富士五湖消防本部、
富士山奥宮境内地使用者組合、富士山本宮浅間大社 庶務課、富士宮市 花と緑と水の課、
身延町 観光課、山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所、
山梨県富士山科学研究所 環境教育・交流部、山梨県富士山科学研究所 環境共生研究部、
山梨県 観光資源課、山梨県 知事政策局

項 目		現 状・課 題	
登山者・観光客		現状	① ・水難事故事案の増加
			② ・無許可の林道通過及び入山が日常化
		課題	① ・入山許可・林道通行許可の取得の情報発信
			② ・マナーの向上、ルール周知
施設設備等	現状	① ・道路標識や注意看板の老朽化	
		② ・案内板等の内容が古く、適切な利用ができない	
		③ ・増加する海外観光客に対応した看板表記が不十分	
	課題	① ・劣化に伴う看板の修繕、改設	
		② ・看板内容の見直し、改訂	
		③ ・外国人登山者の案内看板、マナー看板の設置	
		④ ・看板類における景観の整備	
	登山道 トレッキングコース の整備	課題	① ・登山道、トレッキングコースの整備
	湖岸の整備	課題	① ・湖岸の整備(植生保護と管理・徒歩でのアクセス・建物の規制など)
	道路整備	課題	① ・狭道路幅の拡張
			② ・自然観察歩道の整備
	駐車場 (パーク&ライド含) の整備	課題	① ・駐車場の整備
	山小屋(売店) 設置個所見直し	課題	① ・休憩所や緊急時の避難場所の整備
	トイレの 設置個所 見直し	現状	① ・富士箱根トレイルのコースにトイレが存在しない
			② ・十分に活用されていない
	電柱・電線の整備	課題	① ・トイレ設置個所の見直し
			① ・富士山の眺望を阻害し来場者を失望させている
	博物展示施設等 の整備	現状	① ・景観維持、向上の為地中化
			① ・南麓にはビジターセンターが1箇所もなし
	運営・維持管理	課題	① ・博物展示施設の整備
① ・施設(トイレ)等の維持管理のための資金確保が難しい			
現状		① ・人的、経済的不足	
		② ・運営施設、廃屋の件数及び所有者の把握管理	
環境破壊・環境保全	課題	③ ・県保有施設が十分に活用されていない	
		① ・トレイルランニング大会による洗堀、工作物の破損	
法・規則整備改善	現状	① ・トレイルランニング開催の見直し	
		② ・観光マナーの情報発信	
法・規則整備改善	課題	① ・水難事故防止の為の乗り入れ規制対策	
		② ・交通事故防止の為のスピード制限等交通ルール強化	
		③ ・規制項目の具体的明示(曖昧項目を無くす)、統一	

④ 設問 2-③

■□適正な利用を推進する上での課題について（その他（管理運営体制、他の施策との連携など） □■

【現状に満足（特に意見なし）】

静岡県 消防保安課、裾野市 商工観光課

【記載なし】

富士吉田市 環境政策課、富士河口湖町 観光課、富士宮市 花と緑と木の課、富士五湖消防本部、御殿場口山内組合

【回答者】

御殿場市 環境課、静岡県 自然保護課、静岡県 富士山世界遺産課、静岡県 危機管理部、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合、鳴沢村 企画課、西桂町 産業復興課、富士山奥宮境内地使用者組合、富士山本宮浅間大社 庶務課、富士市 環境保全課、富士五湖観光連盟、身延町 観光課、山中湖村 企画まちづくり課、忍野村 企画課、山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所、山梨県富士山科学研究所 環境教育・交流部、山梨県富士山科学研究所 環境共生研究部、小山町 商工観光課、小山町 生涯学習課

項 目	現 状・課 題	
登山者・観光客	現状	① ・外国人観光客のレンタカー等利用による個人来訪者の増加
	課題	① ・登山者の分散化
		② ・登山者と観光客の区別及び整備
		③ ・ゴミ対策
		④ ・入山料(保全協力金)及び使用目的の周知
		⑤ ・外国人利用者への情報(ルール・マナー含む)発信
災害対策	課題	① ・退避壕設置可能場所を調査中だが設置可能な平地が少ない
		② ・富士スバルライン路面強化
		③ ・既存建物の噴石対策
		④ ・富士山噴火など注意喚起の看板は目立たないと意味がないが、管理計画上目立つように作成できない。景観を損なわず登山客に目に付く看板の設置対策が必要

項 目		現 状・課 題	
施設設備等	広告物・看板物の設置・補修・見直し・強化	課題	① ・富士山噴火など注意喚起の看板は目立たないと意味がないが、管理計画上目立つように作成できない。景観を損なわず登山客に目に付く看板の設置対策が必要
	棧橋の整備	課題	① ・十分に活用されていない棧橋の集約
	山小屋(売店)の増設	現状	① ・御殿場ルートは最も長いが山小屋が極端に少ない
		課題	① ・山小屋(売店)の増設
	駐車場(パーク&ライド含)の整備	課題	① ・駐車場(パーク&ライド含)の整備
	観光バスのUターン場所の設置	課題	① ・観光バスのUターン場所の設置
	トイレの増設	現状	① ・三ツ峠山登山者の公園内トイレおよび駐車場利用
		課題	① ・トイレの増設
	博物展示施設等の整備	現状	① ・南麓にはビジターセンターが1箇所もなし ② ・歴史、文化的内容を享受できる施設が少ない
		課題	① ・博物展示施設の整備
	遊歩道、自転車道の整備	課題	① ・観光客や地元住民が安心して歩ける道の整備
	連絡道の整備	課題	① ・連携の充実の為、中部横断道との連絡道の整備
	運営・維持管理	課題	① ・人的、経済的不足
	管理者問題	課題	① ・湖岸の占有者問題
電線の地中化	課題	① ・電線の地中化	
その他	課題	① ・海外の類似施設と比較して箱モノが多い	
環境破壊・環境保全	現状	① ・駅伝ランナーの駆け下りにより砂質が脆弱化	
	課題	① ・富士登山駅伝の開催の見直し	
		② ・トレイルランニング実施調査方法の見直し ③ ・不法投棄対策	
申請等	現状	① ・申請先多極化による諸事滞りが発生	
	課題	① ・手続きの簡略化、負担軽減 ② ・申請先の一本化	
法・規則整備改善	課題	① ・建築、屋外広告の規制強化	
		② ・小御嶽神社の位置づけ	
		③ ・お土産屋さんの権利の明確化	
		④ ・国立公園のあり方(目標の設定)の明確化	
		⑤ ・太陽光発電や風力発電など自然エネルギー利用に関する法制度	
		⑥ ・遊覧船・ボートの総量規制	
		⑦ ・ボート類の持ち込み規制	
その他	課題	① ・課題は、「富士山包括的保存管理計画(2016年1月)」に示されております。	
		② ・課題は、「富士山の環境と観光のあり方」で提案しております。	

⑤ 設問 3

■□ 日頃感じているご意見・気づき点を自由に記入 □■

【現状に満足（特に意見なし）】

静岡県 消防保安課

【記載なし】

忍野村 企画課、裾野市 商工観光課、富士山本宮浅間大社 庶務課、富士山奥宮境内地使用者組合

【回答者】

NPO 法人富士山自然保護センター、御殿場口山内組合、御殿場市 環境課、小山町 商工観光課、小山町 生涯学習課、静岡県 文化財保護課、静岡県 観光政策課、静岡県 危機管理部、静岡県 生活環境課、鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合、鳴沢村 企画課、富士河口湖町 観光課、富士五湖観光連盟、富士五湖消防本部、富士市 環境保全課、富士宮市 花と緑と水の課、富士吉田市 環境政策課、身延町 観光課、西桂町 産業復興課、山中湖村 企画まちづくり課、山梨県 みどり自然課、山梨県道路公社 富士山有料道路管理事務所、山梨県富士山科学研究所 環境共生研究部、山梨県富士山科学研究所 環境教育・交流部

項 目	現 状・課 題	
登山者・観光客	現状	① ・喫煙等、マナー違反者が多い
		② ・外国人観光客のマナー違反
		③ ・救急車の軽傷者及び外国人の搬送増加
		④ ・トレッキングや登山を楽しまれる観光客の増加
		⑤ ・多彩な研究者の入山が観光客の負荷になっている
	課題	① ・登山者の分散化
		② ・マナーの向上、ルール周知
		③ ・外国人利用者への情報（ルール・マナー含む）発信
		④ ・ゴミ対策
		⑤ ・登山者と観光客の区別及び整備
		⑥ ・救急車の適正利用
		⑦ ・研究者、調査内容の整理・把握・規制
		課題
② ・富士山噴火など注意喚起の看板は目立たないと意味がないが、管理計画上目立つように作成できない。景観を損なわず登山客に目に付く看板の設置対策が必要		
③ ・既存建物の噴石対策		
④ ・人命を第一とした対応		

項 目		現 状・課 題	
施設設備等	広告物・看板物の設置・補修・見直し・強化	現状	① ・増え続ける登山者等による案内標識等の浸食、荒廃
		課題	① ・浸食、荒廃した案内標識等の修繕
	駐車場の増設	課題	① ・駐車場の増設
	トイレの増設	課題	① ・三ツ峠山登山者の公園内トイレおよび駐車場利用
	オガズ方式トイレの改善	課題	① ・尿処理に苦慮
	登山道の整備	現状	① ・増え続ける登山者等による登山道の浸食、荒廃 ② ・規制などの関係で、対応が難しい場合が多い
		課題	① ・登山道の適正管理について
	運営・維持管理	現状	① ・一市町村だけの整備や管理の限界
			② ・安全確保と環境や景観の利益相反により調和に苦慮することがある
		課題	① ・多種多様なステークホルダーの存在
② ・人的、経済的不足			
③ ・浄化槽の適正な維持管理			
④ ・季節ごとの利用者数の差による施設運営対策			
⑤ ・所有者と管轄者の違いによる管理支障対策			
⑥ ・安全確保と環境、景観の利益相反の調和			
環境破壊 環境保全 景観対策	現状	① ・生活雑排水の未処理排水による河川、湖沼汚染の発生	
		② ・岩石への落書き及び排泄行為の発生	
		③ ・コース外のゴミ及び排泄物の放置	
		④ ・ニホンジカの食害増加	
		⑤ ・「エコトレッキングガイドMAP」を発行し、自然環境の保護・保全協力の呼掛け	
	課題	① ・国立公園内における単独浄化槽の合併浄化槽への切り替え	
		② ・不法投棄対策	
		③ ・観光マナーの情報発信	
		④ ・保全対策の維持、向上	
		⑤ ・環境保全対策の見直し、対策	
		⑥ ・動物による食害対策	
		⑦ ・登山鉄道の建設	

項 目	現 状・課 題	
申請等	現状	① ・一般住民には、非常に難しく申請期間が長い負担の大きい手続き
	課題	① ・手続きの簡略化、負担軽減
法・規則整備改善等	現状	① ・違反屋外広告物設置者に対する後追い許可及び罰則なし
	現状	② ・規制項目統一による抑制効果の向上
	現状	③ ・自然公園法が十分に周知されていない
	課題	① ・違法者への指導、罰則等の見直し
	課題	② ・取扱方針、基本方針、計画書等の見直し(作成当時と現在で合わない箇所の改善)
	課題	③ ・取扱方針、基本方針、計画書等の見直しの際の専門家、研究者の再編
	課題	④ ・取扱方針、基本方針、計画書等の周知
その他	課題	① ・地元との協力体制の強化
	課題	② ・富士山地域管理計画区分図の電子システム利用

⑥アンケート結果概要

<設問（１）保全上の課題>

富士山５合目以上の山体においては、ユネスコからの指摘を背景に、山体の保全のため、登山者数の抑制や関連して渋滞の緩和、登山道沿いの建築物・工作物等におけるガイドラインの遵守（標識類総合ガイドラインと思われる）、拡声器の使用や屋外での販売物品陳列などの規制などの意見が見られた。その他、従前から問題となっているオフロードの問題、外来種侵入問題、ニホンジカによる植生被害の課題が寄せられている。また、植生の基盤となる、土壌に関する記載がないことが指摘されている。

山麓部においては、普通地域内におけるメガソーラーの規制が弱いこと、富士五湖（山中湖）におけるボート等の放置による景観上の課題、山中湖村のハリモミ純林（特別保護地区）における管理が十分でないこと、各湖・湿原における、水量に留意した保全管理をすること等の課題が指摘されている。

また、精進口登山道周辺や西白塚の自然林における保護対象区域拡大などの意見も見られる他、富士山及びその周辺が世界遺産であることも鑑み、自然の保全だけではなく、文化的な観点からの保全の必要性も指摘されている。

<設問（２）適正な利用を推進する上での課題>

①富士山５合目以上（主に山岳域）の課題としては、弾丸登山の問題、開山期以外の登山（春のバックカントリースキー含む）における遭難・滑落、し尿問題、須走吉田８合目における道迷い、登山道の道外れ、外国人のマナーの問題等が指摘されている。

その他、山梨県側で進んでいる山小屋の意匠を定めるガイドラインの富士山全体への適用（管理運営計画への記載）、スバルライン５合目及び富士山山小屋トイレの景観上の課題、トイレ維持管理の課題、目指すべき富士山のあり方が不明等が指摘されている。

②富士山５合目以下（主に山麓域）の課題としては、湖における利用者の事故及び平穩の阻害、御中道等富士山中腹における自然観察歩道における看板の老朽化、ハイキングブームによる屋外排泄問題、富士山の眺望を阻害する電柱・電線の問題、トレイルランニングによる環境破壊、湖周辺における駐車場不足、ゴミのポイ捨て問題などが指摘されている。

<設問（３）日頃感じている気づき>

以下のことが寄せられている。

- ・登山道の維持管理困難
 - ・自然公園法の周知不足
 - ・富士山における調査の交通整理の必要性
 - ・富士山におけるし尿の地下浸透の是非
 - ・登山鉄道の建設
 - ・管理計画改定に当たって建築や景観、文化的な観点の専門家の必要性
 - ・管理計画における、生物多様性の観点の欠落
- ・問題の解決に取り組むにあたり、現存している取扱方針、基本方針、計画書等において曖昧な表現が多く強い態度に取れない事情や、制定当時の現状と現在の状況が合っていない事から規則にしばられ問題の取り組みができない事を訴える機関も多く見られた。現状を把握し、取扱方針、基本方針、計画書等の改定も望まれている。

2-4 地図太郎活用手順マニュアル

作成した手順マニュアルを以下に示す。

地図太郎活用手順マニュアル

～国立公園担当者(R・AR等)が最低限覚えること

目次

1	本マニュアルの目的・地図太郎で出来ること	1
2	基本操作	3
(1)	パソコン設定の確認	3
(2)	データのコピー	3
(3)	データの管理方法	4
3	事例	5
(1)	公園内巡視中に違反を発見。上部機関に報告する書類作成を行う	5
①	GPS 機器を使い違反場所を記録する(ウェイポイントの設定)	5
②	デジタルカメラで状況を撮影・PC にデータを落とす	5
③	PC にデータを落とす	5
④	地図太郎を起動	7
⑤	背景地図(国土地理院地図)・公園計画図を読み込む	8
⑥	公園計画図に正確な位置を落とす	19
⑦	デジタルカメラで撮影した状況写真を地図上に表示する	21
⑧	作成したデータを印刷	25
⑨	作成したデータを画像として出力	25
⑩	報告書の添付資料として、上部機関に報告する	26
(2)	巡視～報告書作成までの一連の流れ	27
①	GPS の電源を ON にすれば自動でログが記録される	27
②	デジタルカメラで状況写真を撮影する	27
③	PC にデータ(GPX データ、JPEG)を落とす	27
④	地図太郎を起動	27
⑤	背景地図・公園計画図を開く	27
⑥	公園計画図に正確な位置を落とす	27
⑦	デジタルカメラで撮影した状況写真を地図上に表示する	30
⑧	作成したデータを印刷する	30
⑨	作成したデータを画像として出力	30
⑩	報告書の添付資料として、上部機関に報告する	30
⑪	(番外編) 不要なルートを消す	31
(3)	巡視ルートの統合	36
(4)	区域線の正確さを確認	39

別添 「ユーザーズガイド (2015. 10. 22 版)」より抜粋資料